

# 大 雪 山 国 立 公 園

## 管理計画書（案）

平成 19 年 2 月

環境省北海道地方環境事務所

## 目 次

1	大雪山国立公園の概況	
(1)	大雪山国立公園の概況	
ア	地理・地形	1
イ	気象条件	1
ウ	植生	1
エ	動物	1
オ	利用環境	1
カ	社会条件	2
2	管理の基本方針	
(1)	大雪山国立公園の将来目標	3
(2)	保護に関する方針	3
(3)	利用に関する方針	4
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(1)	特に配慮すべき風致景観及び自然環境	6
(2)	関連施策との連携	
ア	国有林施策との連携	6
イ	道有林施策との連携	6
ウ	天然記念物施策との連携	6
エ	景観法施策との連携	7
(3)	野生動植物の保護管理	
ア	鳥獣保護区の指定状況	7
イ	ヒグマ	7
ウ	エゾシカ	8
エ	希少野生動植物の保護	8
オ	外来生物の侵入・定着の防止	10
4	適正な公園利用の推進に関する事項	
(1)	公園利用施設の整備及び維持管理	
ア	各地区の利用形態及び整備方針	16
イ	各種公共団体事業	18
ウ	一般公共施設	18
(2)	利用の制限	
ア	自動車の利用規制	18
イ	野営の規制及び誘導	19
ウ	夏スキーの規制	19
エ	車馬・動力船の規制	20
オ	登山道での自転車等車馬の乗入れの規制	20
カ	植生保護のための立入り規制	20
キ	山岳地帯へのペット類の持ち込みの自粛	20

## 目 次

( 3 ) 利用者の安全対策	
ア 火山活動	21
イ 有毒ガス地帯	21
ウ 渓谷(落石)	21
エ ヒグマ	21
オ 登山	21
( 4 ) 普及啓発	
ア 利用者タイプ別基本方針	22
イ 各地区ごとの方針	22
ウ 自然に親しむ運動	23
エ ビジターセンターの利用、運営	24
オ ゴミの持ち帰りの徹底	25
カ 携帯トイレ利用と持ち帰りの徹底	25
キ 公園利用マナーの徹底	25
( 5 ) グリーンワーカー事業・パークボランティア活動	
ア グリーンワーカー事業	25
イ パークボランティア活動	25
5 公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項	
( 1 ) 許可、届出取扱方針	
ア 特別地域及び特別保護地区	26
イ 普通地域	34
( 2 ) 公園事業取扱方針	
ア 共通事項	35
イ 集団施設地区	41
ウ 単独施設	49
エ 道路	58
オ 運輸施設	69
6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項	
( 1 ) 環境省所管地及び所管施設に関すること	
ア 土地	71
イ 建築物	71
ウ その他の工作物	71
( 2 ) その他公園管理において留意すべき事項	
ア 美化清掃計画	71
イ 修景緑化計画	72
ウ 緑化植物参考資料	74

## 目 次

資料 1	「大雪山国立公園内の法面緑化の材料・工法」	- -
資料 2	「大雪山国立公園糠平スキー場 事業執行取扱要領」	- - - - -
別掲図 1	「特に風致景観保護の必要性が 極めて高い地区（層雲峡）」	- - - - -
別掲図 2	「                  "                  （天人峡）」	- - - - -
別掲図 3	「                  "                  （吹上温泉）」	- - - - -
別掲図 4	「                  "                  （然別湖周辺）」	- - - - -
別掲図 5	「キャンプ場・避難小屋及び野 営指定地位置図」	- - - - -

### 追補

#### 参考資料

「大雪山国立公園の特別地域における行為の許可基準の 特例（平成12年環境庁告示第48号）（糠平地区）」	- - - -
「大雪山国立公園の特別地域における行為の許可基準の 特例（平成14年環境省告示第41号）（然別湖畔地区）」	- -

#### 参考事項

大雪山国立公園管理計画検討会名簿  
大雪山国立公園管理計画作成経緯

## 1 大雪山国立公園の概況

### (1) 大雪山国立公園の概況

#### ア 地理・地形

本公園は、北海道の中央部に位置し、226,764haの面積を有する日本最大の山岳公園である。お鉢カルデラを形成する大雪山火山群、活火山の十勝岳を主峰とする十勝岳連峰、然別湖周辺の然別火山群及び日高系の古成層からなる石狩岳連峰を包含しており、特徴的なものとして火山活動に起因する地形（柱状節理・カルデラ・泥火山等）や寒冷地の地形・地質現象（周氷河地形・永久凍土・構造土等）がみられる。山頂部の標高は2,000m程度であるが高緯度に位置していることから本州の3,000mクラスの山岳に匹敵する環境であり、公園内の随所に滝、峡谷、雪渓、雪田、函などの興味深い地形が存在している。また、公園内には天然湖である然別湖や人造湖である大雪湖、糠平湖があるほか、各所に温泉が湧出している。

#### イ 気象条件

本公園は、北海道でも最も寒さの厳しい内陸性の寒冷地帯に位置している。年平均気温がマイナスとなる地帯も多く、山頂部では夏でも雪渓や雪田がみられ、各所に永久凍土層が存在するなど、国内でも特異な自然環境となっている。山頂部では夏季が約2ヶ月間と短く、紅葉の訪れは9月初～中旬と日本で最も早い。

#### ウ 植生

植生は、山麓部では広大な森林帯が分布し低標高から針広混交林帯、針葉樹林帯、ダケカンバ帯の垂直分布がみられ、特に針広混交林帯は世界的にみても優れた景観を呈している。標高が高くなるに従い、森林限界、ハイマツ帯へと推移し、山頂部付近では草本類を主体とした高山植物群落を形成し、これらの中には希少種や固有種が多数存在する。また、高原の湿地帯には典型的な高層湿原が広がっており、湿原特有の植物やわい性化したアカエゾマツ等がみられる。

#### エ 動物

本公園内にはクロテン、オコジョ、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガ、エゾナキウサギ等の中小型ほ乳類が多数生息しているほか、大型ほ乳類のヒグマやエゾシカが生息する。また、クマゲラ、ミユビゲラ、シマフクロウ、キンメフクロウ等の希少種を含む多種の鳥類や、オショロコマ、ミヤベイワナ等固有種・希少種を含む魚類、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモン等の高山蝶など昆虫類も多種生息している。

#### オ 利用環境

冬季の気象条件が厳しいため本公園の利用の時期には偏りがみられ、利用の大半は短い夏季から秋季に集中するのが特徴である。中でも、交通の要衝に位置している層雲峡では比較的利

用が多いものの、利用拠点の中には冬季に道路が閉鎖される箇所もある。本公園へのアクセスは、公共交通機関によるものは少なく、マイカーや団体ツアーバスによるものが主である。主な利用形態は、登山、高山植物観賞や峡谷沿いの自然探勝、温泉を利用した保養等であり、山岳部では山小屋等の宿泊施設が少ないため日帰り利用が大半を占める。また、山麓部の利用拠点は北海道周遊観光ルートの拠点としての利用も多くみられる。

## カ 社会条件

本公園の面積 226,764ha の内訳は、国有林 213,580ha、その他国有地 886ha（うち、環境省所管地 78ha）、公有地 10,198ha、私有地 2,099ha で、ほとんどが国有地及び公有地となっており（99.1%）、私有地の占める割合はわずか 0.9% にすぎない。

公園を包含する関係市町は上川支庁及び十勝支庁の 2 支庁、1 市 9 町（富良野市、上川町、東川町、美瑛町、新得町、上富良野町、南富良野町、士幌町、上士幌町、鹿追町）にまたがっているが、公園内の定住人口はわずか、集団施設地区等利用拠点に限られている。

本公園の年間利用者数は約 610 万人（平成 16 年度）であるが、本公園には北海道の中央部を横断する国道 39 号線が通過しているため、北海道周遊観光ルートの主要地点に当たる層雲峡の利用者が多くなっている。

## 2 管理の基本方針

### (1) 大雪山国立公園の将来目標

本公園の自立、社会的特性を踏まえた目指すべき将来目標は下記のとおりとし、必要に応じ見直し・検討を行う。

世界自然遺産及びラムサール条約湿地候補地としての資質を維持する

本公園は、環境省及び林野庁が設置した世界自然遺産の候補地に関する検討会において世界自然遺産候補対象地として検討された経緯を踏まえ、特色ある地形地質の損壊を防止するとともに、高山植物群落、希少な動植物の生息環境を保全し、大雪山本来の生態系の維持を図る。また、ラムサール条約湿地登録の要件を備える湿地・湿原の厳正な保護を図る。人為による影響をなるべく少なくするため、「ワイズユース」の実践に努め、地域に応じ「適度な不便さ」を維持するものとする。

雄大で奥深い景観や滝・湖沼等の景観を確保する

山岳部については、奥の深さを実感させる原生的な自然景観を確保する。山麓部では、滝、湖沼、渓谷などの景観ポイントを保全するとともに、特に主要な視点場からの良好な景観確保に配慮する。

地域に応じた登山道管理と利用のあり方を確立させる

本公園の核心部であり登山利用に限られる山岳部の自然環境の保全と自然体験の享受の両立を図るため、地域あるいは登山道ごとに管理と利用のあり方の確立を図る。

場所と季節に応じた適切な利用を推進する

利用拠点においては、過剰利用による自然環境の損壊を防ぎ、適切な利用を推進し、自然公園としての静寂な環境を維持する。

温泉を有効に活用する

本公園の山麓部の各地に湧出する温泉地は、公園利用拠点であるとともに保養のための利用地であることから、その立地条件を意識した活用を図る。

適正かつ快適な利用環境を確保する

公園利用者の適正かつ快適な利用環境を確保するため、自然環境、利用環境、利用方法、交通事情、季節的事項等について、現地拠点施設やインターネット等を通じて幅広く収集、提供する仕組みを構築し、地域振興や環境学習への活用を図る。

### (2) 保護に関する方針

本公園の特徴である高山植物群落、原生的な状態を維持する森林、湿原、滝、渓谷、周氷河地形、永久凍土、構造土などの地形地質や火山活動に由来する柱状節理などの地形地質の厳正な保全を図るとともに、外来生物の定着・繁殖を防ぎ、高山帯に生息・生育する希少な動植物とそれらを中心とする生態系を保全する。特に、山岳部の雄大で奥深い原生的な自然景観については厳正に保全を図るとともに、山麓部の良好な眺望の確保に配慮する。

保護方針の要点は、以下のとおりである。

本公園の良好な自然環境について、特に原生的な自然環境を有する地域を厳正に保護する。

高山帯等、本公園の核心の景観及び特徴的な風致景観の保護を図る。

希少野生動植物について、人為による直接的及び間接的な悪影響を防ぐために必要な保護策を講じる。

地球温暖化の影響を受けやすい地形地質・生態系の変化を把握するために情報の収集を図る。

外来生物の侵入・定着を阻止するため、必要な施策・方策を講じる。

特別地域のうち、主要公園利用地区であり、かつ、風致景観を保護する必要性が極めて高い地区である層雲峡峡谷、天人峡峡谷、吹上温泉及び然別湖周辺の4地区は、特別地域の規制の範囲内で他の地区に比してよりきめ細かい配慮を求めることとする。

### (3) 利用に関する方針

本公園の利用に際しては、自然公園としてふさわしい良好な利用空間を確保するとともに自然とのふれあいの増進が図られるよう、各種基盤施設の整備充実と自然解説等ソフト面の対策の推進を図るとともに、自然環境の保全に対する配慮がなされるよう、適切な利用への誘導を図る。

利用方針の要点は、以下のとおりである。

地域あるいは登山道ごとに利用のあり方を確立する。登山道、避難小屋等の整備や維持補修に当たっては、利用のあり方に応じて内容を決定するとともに、山岳部のトイレ対策について一定の方針と体制を確立する。

利用拠点でもある温泉街の活性化に向け、泉源の保護を図りつつ、温泉地及びその周辺部の自然環境、社会条件、利用状況等を踏まえ、必要に応じ利用推進のための施設を整備する。

景観にそぐわない広告物や音楽など利用者が不快に感じる演出の抑制・改善などにより、静穏な環境を維持するよう努める。

集団施設地区における整備計画及び景観の向上にも配慮した再整備計画等に基づく各種公共施設の整備の推進を図る。各施設の管理については、設置者が関係機関の協力の下、適切な管理を図るものとし、周辺の公園事業者及びパークボランティア等の協力も要請するものとする。

自然環境損壊の防止と、快適な利用環境確保の両立のため、自然環境・立地条件・季節性を踏まえマイカー規制等を行いながら適切な利用を推進する。

本公園に特有の問題としてヒグマと人の距離が近いことから、公園利用者にヒグマに関する情報の迅速・正確な提供によりヒグマによる危害の防止に努め、ヒグマの保護と公園利用の安全な両立を図る。

利用者への適切な情報の提供とマナー向上の促進により快適な利用環境を確保するため、大雪山の自然環境、利用方法、交通事情、季節的事項等について、ビジターセンター等現地の拠点となる施設やインターネット等を通じてタイムリーに広く適切な情報を提供する。

自然に関する知識だけでなく、地域の人々と大雪山との歴史を踏まえた今日の関わりや、温泉利用に関することなど幅広い情報を収集、提供する仕組みを構築し、エコツーリズム

等を通じた地域振興や環境学習に活用する。

### 3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### (1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境

本公園は、日本最大の山岳公園であり、2 管理の基本方針に記載されているように、雄大で奥深い原生的な自然景観を有し、奥深い森林、広大な高山植物群落、高山帯を中心に生息・生育する動植物とそれらから構成される生態系が特徴であり、周氷河地形や火山活動に由来する峡谷・柱状節理等の地形とともに一体的に保全されるよう配慮する必要がある。

#### (2) 関連施策との連携

本公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法だけでなく各種関連法令やそれに基づく施策等によって実施されていることから、さらに緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な推進を図る。

##### ア 国有林施策との連携

本公園は、90%以上が国有林となっている。これらの区域においては、国有林の管理経営の方針と整合を図りながら、公園管理を推進する。

国有林野施業実施計画では、施業、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林及び緑の回廊の名称及び区域、レクリエーションの森の名称及び区域が定められている。本公園においては、原生的な天然林を保存することにより自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする「森林生態系保護地域」、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存を目的とする「植物群落保護林」、森林レクリエーションを楽しんでもらう「レクリエーションの森」が設定されている。それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用を図る。

国有林内において、表 - 1 記載種の鳥類の生息や営巣が確認された場合には、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について調整を図り適切な対応を検討する。

##### イ 道有林施策との連携

本公園は、約3%が道有林となっている。これらの区域においては、道有林の整備・管理の方針と整合をとりながら、公園管理を推進する。

道有林の整備・管理計画においては、森林が優先して発揮すべき機能・担うべき機能の向上を目的に森林を区分し、適切な整備及び保全を図っている。本公園においては、国土の保全と水資源のかん養を目的とした「水土保全林」、生物多様性保全及び森林と人間との共生を目的とした「森林と人との共生林」が設定されている。それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用を図る。

道有林内において、表 - 1 記載種の鳥類の生息や営巣が確認された場合には、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について関係機関との調整を図り適切な対応を検討する。

##### ウ 天然記念物施策との連携

本公園は、約 10%強が特別天然記念物となっている。

大雪山は、昭和 46 年に保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域である天然保護区域として天然記念物の指定を受けた。さらに昭和 52 年に世界的にまた国家的に価値が高いものとして特別天然記念物に指定変更され、区域に存在する動植物、地質鉱物等は厳重な自然の保護が図られている。本公園の中でも核となる地域が指定されており、原生的な自然の保護を図っている。

また、ウスバキチョウやダイセツタカネヒカゲ等の高山蝶やクマゲラ、イヌワシ、シマフクロウ等の鳥類が種として天然記念物に指定されているほか、昭和 43 年に然別湖のオショロコマ生息地が北海道の天然記念物に指定されている。

国立公園内において、これらの天然記念物の適正な保護が図られるよう関係機関と連携して対応していく。

## エ 景観法施策との連携

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、国立公園の景観の保護について連携を図る。

## (3) 野生動植物の保護管理

本公園は、原生的な自然環境が維持されており、希少な野生動植物が生息・生育している。一方、ヒグマやエゾシカ等による人への危害や自然植生への影響、特定外来生物をはじめとする外来生物の侵入・定着による生態系への影響が懸念されている。このため、関係機関等と連携し、野生動植物の保護管理に必要な施策の導入を図る。

## ア 鳥獣保護区の指定状況

本公園の約 19%が鳥獣保護区となっている。山岳部の 35,534ha が大雪山国指定鳥獣保護区に、山麓地域の 9 箇所が道指定鳥獣保護区に指定され、鳥獣の保護と個体数の適正化が図られている。これらは、大規模な生息地として、また代表的な渡来地、繁殖地として設定され、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、特別保護地区においては、開発行為についても規制がかけられている。

## イ ヒグマ

ヒグマは、本公園の生態系の頂点に位置する大型の野生動物であり、全域にわたって生息していると考えられており、高い自然の質を示す指標にもなっている。一方、歩道やキャンプ場等の公園利用者に人的被害を及ぼす可能性もある。

このため、公園利用者等に対してヒグマの生態や出没状況の周知を図るとともに、鳥獣関係機関、施設管理者、土地所有者等と連携し、ヒグマとの遭遇防止のため、次の対応を考えていく必要がある。

- ・ 生息確認情報の収集及び情報の共有化・発信
- ・ 公園内施設における生ゴミ等誘因物質の管理の徹底

- ・ 出没地周辺施設の立入禁止措置の実施、登山道の注意看板の設置

## ウ エゾシカ

エゾシカの個体数は、近年増加を続けており、本公園内でも十勝管内や層雲峡を中心に道路上からも比較的容易に目撃されるようになってきている。これに伴って、樹皮の食害による森林への影響が懸念されるほか、車とシカとの衝突事故が発生する等公園利用者の安全な交通確保上の問題が発生している。

このため、個体数の推移を踏まえながら、必要に応じ、鳥獣関係機関等と連携し、次の対策を考えていく必要がある。

- ・ 食害による自然環境への影響の把握を目的としたモニタリングの実施
- ・ 標識整備による道路利用者への注意喚起
- ・ パンフレットや広報によるシカの行動の知識及び事故防止策の徹底

## エ 希少野生動植物の保護

### 希少野生動植物の現状

我が国における希少野生動植物の保護については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき国内希少野生動植物種が指定され、捕獲や流通の規制等が行われているほか、道内においては、「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく施策が行われている。

本公園は、高い原始性を特徴としており、あまり人の手が加わっていない自然環境が広い面積で残され、これらの生態系が本公園の風致景観を形成している。北海道内で記録されている希少野生動植物のうち、本公園内に生息しているものが多いが、これは高山帯の寒冷な気候条件下で隔離分布していたり、開発が進む平野部と比較して自然が攪乱されておらず、生息のために必要な環境が残っているためと考えられる。本公園の特徴の一つである広大な高山帯には、他に類を見ない大規模な高山植物群落が存在しており、そのお花畑景観は本公園の景観の中核となっている。この高山植物群落は、群落の規模の大きさとともに、固有種や隔離分布種の多いことが特色である。亜高山帯以下にも、湿地、噴気地帯等において、特徴的な植物種が多い。

国立公園管理業務の上でも、これら希少野生動植物の保護を念頭に置く必要がある。特に、高山蝶や高山植物、湿地性の樹木の保護に関しては、規制の周知やパトロールが実施されているが、違法採集、盗掘が後を絶たない状況にあり、固有種などは絶滅のおそれもあるため、対策の強化が必要である。また、写真撮影等に際し、個体・生息環境に影響を及ぼさないよう周知を図る必要がある。

大雪山国立公園内で記録のある希少動植物種は、つぎのとおりである。

### (ア) 大雪山国立公園で記録のある希少動物種

・レッドリスト掲載種

- 絶滅危惧 A類(鳥類) シマフクロウ、ミユビゲラ  
絶滅危惧 B類(鳥類) オジロワシ、クマタカ、イヌワシ、チュウヒ  
絶滅危惧 類(鳥類) オオワシ、ハヤブサ、クマゲラ  
準絶滅危惧 (鳥類) ミサゴ、オオタカ  
絶滅危惧 類(昆虫) ヒメチャマダラセセリ  
準絶滅危惧 (昆虫) ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、アサヒヒョウモン、カラフトルリシジミ

・天然記念物

- 国指定天然記念物 ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、アサヒヒョウモン、カラフトルリシジミ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ、クマゲラ  
道指定天然記念物 然別湖のオショロコマ

・種の保存法対象種(国内希少野生動植物種)

オオタカ、イヌワシ、オジロワシ、ハヤブサ、シマフクロウ、ミユビゲラ

・北海道希少野生動植物の保護に関する条例対象種(指定希少野生動植物)

ヒメチャマダラセセリ、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモン、ダイセツタカネヒカゲ、カラフトルリシジミ

(イ)大雪山国立公園で記録のある希少植物種

・レッドリスト掲載種

ダイセツトリカブト、ダイセツヒナオトギリ、リシリゲンゲ、ウスユキトウヒレン、エゾイワツメクサ、エゾタカネツメクサ、エゾゴゼンタチバナ、エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウ等

・天然記念物 (該当なし)

・種の保存法 (該当なし)

・北海道希少野生動植物の保護に関する条例対象種(指定希少野生動植物)

ダイセツヒナオトギリ

公園管理上の対応方針

・希少動物について

自然公園法では、特別保護地区内において動物の捕獲、殺傷等について、また、特別地

域では指定動物種（平成 19 年 1 月現在大雪山国立公園においては指定無し）の捕獲、殺傷について規制がかけられている。また、特別地域内の行為許可等において、自然環境への影響に配慮するような条件等が付けられる場合があり、これらの行政処分にあたっては、上記希少動物の生息に影響を極力与えないように配慮することも可能である。

具体的には、希少野生動物の生息情報があり、その生息の可能性が高い箇所等においては、必要に応じ希少野生動物の生息の有無について行為地の調査をさせ、これら希少野生動物が生息していることが確認された場合、それらの動物は当該特別地域の良好な風致の一部であることに鑑み、工作物の新築等行為許可の申請については、これらの生息に極力影響を及ぼさないような措置（繁殖時期を避けて工事を実施すること、繁殖地として明らかな地区の回避、生息のために必要と考えられる環境の保全等）を講じさせるものとする。また、生息環境の変化により当該地域における個体群の絶滅が懸念されるような場合などには必要に応じて生息状況のモニタリング等の条件を付すものとする。

また、上記希少動物種の生息についての情報がよせられた場合、また、自然保護官等の調査により生息の確認が得られた場合には、関係機関と連携をとりつつ、可能な範囲で生息状況の情報収集、確認調査等を実施する。

ウスバキチョウなど、大雪山国立公園にしか生息していない貴重な高山蝶は、マニアによる違法採集が後を絶たないため、大雪山国立公園パークボランティア等による監視パトロールや普及啓発が実施されており、今後ともこの高山蝶の違法採集対策を充実する必要がある。

#### ・ 希少植物について

特別保護地区及び特別地域における指定植物採取の許可申請に対する取扱いは、学術調査等公益上必要性が高い行為に限り許可することとし、その場合でも採取数を必要最小限とするよう指導調整する。

他の行為の許認可申請に対しては、極力事前に行行為地の植生を調査させ、高山植物等自然公園法に基づく指定植物、道条例に基づく指定希少野生動植物の生育が確認された場合には、群落の回避や移植等の適切な措置を講じさせることとする。

また、盗掘防止のため、関係機関との連携を図りつつ、注意看板等による規制の周知徹底、パトロールの強化充実を図る。

#### オ 外来生物の侵入・定着の防止

本公園には、高山帯に生息する動植物が数多く存在し、これらは微妙なバランスの上に成立している生態系を構成している。大雪山には固有の種も多く、外来生物が侵入することにより、生態系のバランスが崩壊するおそれがある。このため、外来生物の公園内への持ち込みを可能な限り防止する。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物については、公園内への侵入が確認された場合は、必要に応じた防除活動を実施していく。

特に、平成 18 年 9 月に特定外来生物としての規制が始まったセイヨウオオマルハナバチに

については、公園内への侵入、定着が懸念されることから、関係機関等とも連携し、公園周囲を含め同法に基づく防除を実施していく。また、同じく平成 18 年 2 月に指定されたウチダザリガニについては、すでに然別湖で定着が確認されていることから、環境省及び鹿追町を中心に防除を実施しているが、他の水域において発見された場合には、関係機関とも連携し、防除を実施していく。

【指定植物】

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	コケスギラン、エゾノヒモカズラ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）
オシダ	オクヤマワラビ、カラフトメンマ、ウサギシダ
ウラボシ	イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、リシリビャクシン
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ、ミヤマヤチヤナギ、エゾマメヤナギ、マルバヤナギ（エゾノタカネヤナギ）、イヌマルバヤナギ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、ヒメイワタデ（チシマイワテを含む）、エゾイブキトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、カラフトノダイオウ、タカネスイバ
ナデシコ	エゾタカネツメクサ、エゾミヤマツメクサ、コバノツメクサ、クシロワチガイ、エゾマンテマ、カラフトマンテマ、カンチャチハコベ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、エゾイワツメクサ、シコタンハコベ
キンポウゲ	エゾノレイジンソウ（ダイセツレイジンソウ）、ダイセツトリカブト、エゾトリカブト、エゾホソバトリカブト、アカミノルイヨウショウマ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキンカ、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、モミジカラマツ、シナノキンバイ（エゾキンバイソウ）、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ナンプソウ
スイレン	エゾヒツジグサ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	イワオトギリ（ハイオトギリ）、ダイセツヒナオトギリ
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン、コマクサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、エゾイワハタザオ、ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）、モイワナズナ（ソウウンナズナ）、ハクセンナズナ

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ベンケイソウ ユキノシタ	ホソバイワベンケイ(アオノイワベンケイ)、イワベンケイ アラシグサ、ウメバチソウ(エゾウメバチソウを含む)、トカチスグリ、 シコタンソウ(レブンクモマグサ)、ヒメクモマグサ、ダイヤモンドソウ、 ミヤマダイヤモンドソウ、エゾクロクモソウ、クモマユキノシタ(ヒメヤマ ハナソウ)、チシマクモマグサ、チシマイワブキ
バラ	クロミサンザシ、チョウノスケソウ、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソ ウ、チングルマ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、ウラジロキンバイ、 クロバナロウゲ、ミネザクラ(チシマザクラを含む)、オオタカネバラ、 ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ(ケトウウチソウを 含む)、ダイセツトウウチソウ(リシリトウウチソウ)、タテヤマキンバイ、 マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケ
マメ	タイツリオオギ、リシリオオギ、チシマゲンゲ、エゾオヤマノエンドウ、 リシリゲンゲ(タカネオオギ)
フウロソウ スミレ	チシマフウロ(トカチフウロ)、エゾフウロ ジンヨウキスミレ、キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、タカネスミレ(エ ゾタカネスミレ)、エゾキスミレ、タニマスミレ(オクヤマスミレ)
アカバナ ミズキ	ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、エゾアカバナ、ホソバアカバナ ゴゼンタチバナ、エゾゴゼンタチバナ
セリ	レブンサイコ(チシマサイコ)、エゾヤマゼンコ、ハクサンボウフウ(エ ゾノハクサンボウフウ)、シラネニンジン
イワウメ イチャクソウ	イワウメ、イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む) ウメガサソウ、ギンリョウソウ、コバノイチャクソウ、カラフトイチャク ソウ(エゾイチャクソウ)、ベニバナイチャクソウ(ベニイチャクソウ)、 ジンヨウイチャクソウ、コイチャクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、 イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ(エゾイソツ ツジ)、ヒメイソツツジ、ミネズオウ、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、 アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシ オ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ(シロバナシャクナゲ、エゾ シャクナゲを含む)、エゾツツジ、エゾムラサキツツジ、ミヤマホツツジ、 クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン サクラソウ	ガンコウラン ヤナギトラノオ、エゾコザクラ(リシリコザクラ)、ツマトリソウ、コツ マトリソウ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
リンドウ	クモイリンドウ、ヨコヤマリンドウ、リシリリンドウ、ミヤマリンドウ、ハルリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ユウバリリンドウ、ハナイカリ、ミヤマアケボノソウ、イワイチョウ、ミツガシワ
ムラサキ	エゾルリソウ、エゾムラサキ
シソ	ムシャリンドウ、エゾタツナミソウ
ゴマノハグサ	ホソバウルップソウ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ(エゾヨツバシオガマを含む)、キバナシオガマ、タカネシオガマ、イワブクロ(タルマエソウ)、キクバクワガタ(シラゲキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタを含む)、エゾヒメクワガタ
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒョウタンボク、チシマヒョウタンボク、ウコンウツギ
オミナエシ	タカネオミナエシ(チシマキンレイカ)
キキョウ	モイワシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ
キク	エゾノチチコグサ、ウサギギク(エゾウサギギクを含む)、サマニヨモギ(シロサマニヨモギを含む)、エゾハハコヨモギ、フタマタンボボ、ミヤマアズマギク、タカネニガナ、トウゲブキ、カンチコウゾリナ(タカネコウゾリナ)、ダイセツヒゴタイ、ナガバキタアザミ、ウスユキトウヒレン(ユキバトウヒレンを含む)、タカネキタアザミ、ミヤマオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ(コガネギク、キリガミネアキノキリンソウを含む)、クモマタンボボ
ホロムイソウ	ホロムイソウ
ユリ	ツバメオモト、クロユリ、ミヤマクロユリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ(エゾゼンテイカ、ゼンテイカ)、タチギボウシ、クロバナギボウシ(ヤチギボウシ)、エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、チシマゼキショウ(リシリゼキショウ)、ヒメイワショウブ、オオバナエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ(シロバナエンレイソウ)、コバイケイ(ウラゲコバイケイを含む)
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	エゾホソイ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、エゾノミクリゼキショウ(クモマミクリゼキショウ)、クロコウガイゼキショウ、タカネイ(シロウマゼキショウ)、タカネスズメノヒエ(ミヤマスズメノヒエ)、クモマスズメノヒエ

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
イネ  ミクリ カヤツリグサ   ラン	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマノガリヤス、タカネコメススキ、 ミヤマコウボウ、ミヤマアワガエリ、ナンブソモソモ、リシリカニツリ ホソバウキミクリ、チシマミクリ(タカネミクリ) タカネヤガミスゲ、キタノカワズスゲ、ヒメアゼスゲ、ミヤマクロスゲ、 イトキンスゲ、ヤリスゲ、ヤチスゲ、ムセンスゲ、ホロムイスゲ、カワズ スゲ(ヤチカワズスゲを含む)、キンスゲ、リシリスゲ、ダイセツイワス ゲ、オノएसゲ、サヤスゲ、ヌイオスゲ(シロウマヒメスゲ)、エゾワタ スゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、タ カネクロスゲ アオチドリ、サイハイラン、アオスズラン(エゾスズラン)、オニノヤガ ラ、アケボノシュスラン、ノビネチドリ、ミヤマモジズリ、クモキリソウ、 フタバラン(コフタバラン)、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、サ カネラン、ハクサンチドリ(ウズラバハクサンチドリを含む)、コケイラ ン、タカネトンボ、シロウマチドリ(ユウバリチドリ)、キソチドリ、ホ ソバノキソチドリ

## 4 適正な公園利用の推進に関する事項

### (1) 公園利用施設の整備及び維持管理

#### ア 各地区の利用形態及び整備方針

##### 層雲峡集団施設地区

当公園最大の利用拠点である。北海道観光ルートのも主要経由地ともなっており、利用者数は非常に多い。利用形態は、道路からの層雲峡峡谷景観の探勝と宿泊が主体である。

良好な地区景観を形成するため、再整備計画(上川町策定「層雲峡プラン65」)及び層雲峡集団施設地区整備方針に基づき施設整備を行ってきたが、自然探勝のための歩道等の施設が少ないため、今後これらの施設の整備を行うとともに、ビジターセンターの運用等ソフト面の充実により、自然体験型の滞在利用への転換を図る。

##### 銀河流域の滝地区

層雲峡峡谷の最大の名所である銀河ノ滝、流星ノ滝を中心とした地区で、多くの利用者が訪れることから、興味対象周辺の園地・園路・休憩所の整備等、滞留地点としての快適な利用が維持できるよう地区内の整備を図る。

周囲の渓谷は優れた景観資源であるが、崩落等の災害のおそれがあることから、利用施設の設置に当たっては安全性の確保に充分努めることとする。なお、防災の措置を行う場合には、当地区最大の魅力である峡谷景観に対して十分配慮する。

##### 勇駒別集団施設地区

自然林に囲まれた温泉地であり、空港から近く、旭岳方面への登山口となっている。周辺の恵まれた自然環境や立地条件を活かした利用拠点として整備を図る。特に自然観察、森林探勝等の自然探勝、環境教育の場としての利用の促進を図ることとし、そのための自然観察路、ビジターセンター、園地、休憩所等について、計画的に再整備を図る。また、宿舍等の建築物は、良好な自然林の景観を維持するために適当な間隔をおいて整備するものとし、デザインを統一するなど、良好な町並みの形成を進めるものとする。

##### 天人峡地区

天人峡峡谷の狭あいな河川沿いの地区であり、羽衣の滝、あまつ岩等峡谷沿いの景勝の探勝拠点及び温泉保養地としての性格を有している。周囲の急峻な地形は優れた景観資源であるとともに、災害の危険性をはらんでいる。防災の措置を行う場合には、当地区最大の魅力である峡谷景観に対して十分配慮する。

##### 白金温泉地区

十勝岳をはじめとする十勝連峰各ルートの登山口として及び温泉保養地としての利用が主体である。十勝岳噴火関連の防災工事が進んでいる。当地区には、良好な自然環境の中に、野営場、野鳥の森、自然探勝歩道が整備されており、快適に利用できるよう施設の充実を図る。また、十勝岳噴火関連防災施設においても景観に配慮した施設の整備を図る。

##### 吹上温泉地区

白銀荘を中心に古くから登山利用の基地となされてきた地区である。周囲を優れた針葉樹林に囲まれており、森林の風致にも優れている。今後、豊富な温泉資源を活用しながら登山基地としてのほか、野営、保養等の利用施設の充実を図り、多様な地区利用を促進する。

なお、現在無立木地となっている林間スキーコースの利用について、関係機関で調整を図る。

#### 十勝岳温泉

ヌッカクシ富良野川沿いの高標高の急傾斜地に登山保養地として宿舎施設が点在している。上ホロカメットク山、富良野岳、三段山等日帰り利用の可能な山岳に囲まれておりルートも多い。吹上温泉とともに登山の拠点として適切な整備を図るとともに、温泉地区周辺の滝等景観資源を活かした軽ハイキング利用、自然を活かした園地利用、温泉浴利用等により、多様な地区利用を促進する。

#### 糠平集団施設地区

本公園東側最大の利用拠点である。近年のアーチ橋探勝客の増加、宿舎事業者の努力等により利用者数の回復が期待される。温泉浴利用がみられるほか、冬期もスキー場利用者の安定した入り込みがある。利用形態は、宿泊が主体で、通過観光型に近いが、地区内に博物館や野営場、湖畔探勝の園地等が整備されており、民間による自然ガイドなども行われている。地区内には廃屋や外観の老朽化した建築物等が放置される等、景観上問題となっている。今後、上土幌町の「ひがし大雪エコミュージアム構想」とも連携し、滞在型の自然とのふれあいが可能な利用拠点として再整備計画の検討を進める。

#### 十勝三股集団施設地区

石狩連峰、ニペソツ、西クマネシリ等の高い山岳に囲まれた静かな高原である。

今後は、自然回復を行う場及び自然回復の過程を学習する場として関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくこととするが、当面は自然環境の回復に努めるものとする。

#### 然別湖畔

当公園唯一の大きな自然湖沼である然別湖とその集水域に広がる良好な自然林、豊富な野生動物相に恵まれ、湖畔という景観的にまとまりのある地域にあるため、風致は非常に良好に保たれている。利用形態は、良好な自然景観と自然環境を活かした軽登山、ハイキング、湖水利用、野営利用等多岐の自然探勝利用がなされている。鹿追町等地元関係者が合意作成した「然別湖周辺環境整備事業」に基づき、老朽化した施設の再整備、再配置が進められてきた。

今後、地区の特性を踏まえた自然とのふれあいの場として活用するため、既存道路を含む利用施設の整備には慎重な配慮を払うとともに、適正な利用に努める。

#### 菅野温泉

古い温泉旅館のほか、野営場、園地等の施設が整備されている。利用形態としては従来からの温泉を利用した保養型の利用形態である。今後も基本的な利用形態を変化させず、現在の施設を維持充実する。

#### トムラウシ温泉

トムラウシ山、沼ノ原方面への登山基地である。町営宿舎、野営場、園地等の施設が整備されている。利用形態としては登山基地のほか、温泉保養が主体である。

今後、霧吹の滝等自然景観資源の活用、展望地の整備によって、自然探勝利用の充実を図る。

#### 山岳地域

表大雪地区、十勝連峰南部、トムラウシ山を中心として登山利用が盛んに行われており、登山道も多く存在するが、これらの歩道においては近年登山者の増加に伴い、登山道周辺の植生の踏みつけ、雨水による歩道の洗掘等の荒廃がかなり目立つようになっている。また、石狩岳、ニペソツ山等には、代表的な主稜線の歩道及び登山歩道が存在しているが、管理が行き届かない部分もあり、登山道の荒廃や、木道等の施設が不足しているために植生の荒廃、衰退がみられる。

今後、高山帯特に湿性の植物群落及び湿原植物群落の保護を図ることが緊急の課題であるとともに歩道路線ごとの管理水準と管理方針を定め、利用者数が多く自然度が高い箇所のうち、緊急性及び重要性の高い箇所から適切な歩道の維持管理及び整備を行い、計画的な管理を図る必要がある。さらに、標識やルート標示の統一を進めるものとする。

### イ 各種公共団体事業

#### 直轄事業

三位一体改革に伴う国立公園の整備における国と地方の役割分担に基づき、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業施設について、計画的に整備を行う。

また、整備に当たっては、CO<sub>2</sub>の発生を抑制するよう留意する。

#### 地方公共団体による事業

国立公園の整備における国と地方の役割分担に基づき、環境省直轄事業と連携を図り、地域的に必要な公園事業施設について整備を図る。

既に整備した公園事業施設については、利用者の安全性及び施設の供用を長期間可能とするため適切な維持管理を行うこととし、施設が老朽化した際には再整備を検討する。

### ウ 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

## (2) 利用の制限

### ア 自動車の利用規制

#### 現在規制されている地域

- ・ 銀泉台及び高原温泉：「大雪山国立公園高原温泉・銀泉台地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において、紅葉の混雑期の土日祝日等について、一般車両の通行規制とシャトルバスの運行を関係機関の協力のもと実施しており、今後とも適正な利用を実施する。

- ・ 層雲峡市街地：層雲峡集団施設地区等交通システム協議会において、紅葉期等の混雑期の土・日・祝日について、車の渋滞・違法駐車問題解決のため、駐車場等への適正な誘導システム等の導入を図り、関係機関の協力のもと実施する。

今後検討すべき箇所

- ・ 勇駒別集団施設地区及び天人峡地区：紅葉の混雑期の土日祝日等について、一般車両の通行規制とシャトルバスの運行の可能性を関係機関で検討する。

## イ 野営の規制及び誘導

山岳地帯における野営指定地は、公園計画に基づく正式な野営場ではなく、登山による無秩序な野営が植生の破壊を引き起こしたりヒグマを誘引したりすることを防ぐため、環境省、林野庁、北海道（道有林を含む）及び市町（以下「山岳関係行政機関」と略称）の合意として定めているものである。各機関が協力して野営場及び野営指定地以外での野営の禁止を指導する。また、野営の現状、課題等を踏まえ、必要に応じて野営指定地の見直しや管理方針について山岳関係行政機関において協議していく。

現在指定されている野営指定地は、次の12か所（別添図参照）であるが、周囲の生態系に与えている影響や登山の利用状況等に留意し、必要がある場合には削除や追加、あるいは位置の変更について、地元山岳会及び公園利用者等の意見を踏まえ、山岳関係行政機関で検討する。

野営指定地：上ホロカメットク、美瑛富士、双子池、ヒサゴ沼、忠別岳、沼ノ原大沼、白雲岳、裏旭、黒岳、ブヨ沼、小天狗のコル、トムラウシ南沼

毎年パークボランティア等の協力を得てロープ柵を設置している野営指定地は裸地の拡大が止まっているのに比べ、設置していない箇所では、指定地周辺での無秩序な野営により高山植物帯の裸地化が進行している。ボランティア活動の限界を超える対応が必要な箇所については、公園利用者の意見も参考にしつつ、山岳関係行政機関等による対応を検討する。

既存トイレの汚物のヘリコプターによる搬出等の費用捻出が課題となっている。また、トイレがない野営指定地について、汚物やティッシュペーパーの散乱や排泄時の植生帯の踏み荒らしが問題になっているが、利用頻度が高くかつ山岳関係行政機関やボランティア等による汚物搬出等維持管理の体制や利用者を含めた関係機関等による費用負担の目途がたった場合等には、歩道付帯施設としてのトイレの設置を検討する。

併せて、携帯トイレ用のトイレブースの設置等、携帯トイレの利用を促す対策の実施を進める。

野営指定地において、長期間のテント設置による独占的占拠や食料等の不適切な管理によるヒグマ等野生動物の誘引が問題となっている事例がみられることから、適切で安全な野営利用について指導する。

## ウ 夏スキーの規制

- ・ 旭岳、裾合平、赤岳、凌雲岳等で行われているが、一部で雪解け時に植生の踏み荒らしの問題が生じている。

- ・ 山岳関係行政機関は、歩道から雪渓に直接到達できなくなった時点で、その雪渓上でのスキージャンプの禁止を周知徹底するよう、監視員による指導の強化やロープウェイ会社の協力を求める。

## エ 車馬・動力船の規制

- ・ 自然公園法に基づき車馬・動力船の使用、航空機の着陸が規制されている地区及び湖沼について、関係機関等と協力して標識の設置等により公園利用者への周知徹底を図る。
- ・ 蓄電池式小型船外機付きカヌーや自転車も規制対象であることを周知徹底する。
- ・ スノーモービルについては、悪質な違反者も多く見受けられることから、チラシ配布等の広報に力を入れるとともに、合同パトロールを実施する等、警察や関係機関との連携により、取り締まりを強化するものとする。

## オ 登山道での自転車等車馬の乗入れの規制

登山道への自転車の乗入れは、高山帯や亜高山帯のほとんどの区域において自然公園法に基づく車馬の乗入れ規制の対象となっており、歩行者の安全を損なうばかりでなく、歩道施設の損傷及びはみ出しによる高山帯の脆弱な周辺環境を破壊するおそれがあるため、登山道へ自転車を含む車馬の乗入れをしないよう公園利用者に周知指導する。

## カ 植生保護のための立入り規制

- ・ 高山帯や亜高山帯の植生が分布している地域（林床を含む）においては、歩道外の立ち入りによる植生の破壊、裸地化が生じている。
- ・ このため歩道外への立ち入りを原則として規制し、登山者やハイカーに対し、高山帯の自然の脆弱さや植生復元の困難さについて理解を深めるよう標識、パンフレット、運輸機関のアナウンス等により啓蒙を図る。
- ・ 規制に当たっては、山岳関係行政機関が協力し、各種パトロール体制の協力を得て公園利用者を指導するものとする。特に特別保護地区内の脆弱な湿地帯や高山植物帯の歩道外への立ち入りについて、再三の指導に従わず植物を踏み荒らす行為を繰り返すなど悪質な場合には、高山植物の損傷行為として各機関が法的手段も含めて対応を検討する。
- ・ 状況によっては、今後、公園計画の変更により立入り規制地区や利用調整地区を指定することも検討するものとする。

## キ 山岳地帯へのペット類の持ち込みの自粛

山岳地帯への犬などペット類の持ち込みは、エゾナキウサギなどの野生動物への脅威（鳴声、におい、伝染病の可能性等）となるだけでなく、必要以上にヒグマを興奮させてしまう危険性もあり、山岳関係行政機関は監視員や公園事業者の協力を得て公園利用者に自粛を呼びかける。

## （３）利用者の安全対策

## ア 火山活動

十勝岳の噴火に伴う泥流等の発生について、美瑛町及び上富良野町防災計画により、62 火口付近が立入禁止区域に指定され、望岳台周辺及び白金温泉周辺が第 1 危険区域に指定されている。通常時は防災計画に基づき対応するとともに、噴火兆候時には災害対策基本法に基づき設置される災害対策本部の指示に従い、公園利用者の安全を図る。

## イ 有毒ガス地帯

旭岳姿見の池噴気口に北海道が立ち入り防止柵を設置している。また、高原温泉から空沼への途中にある噴気現象、通称「ヤンベ温泉」については、陥没の危険性があるため、歩道を迂回させている。今後とも立ち入らないよう適切な措置を行う。

## ウ 渓谷（落石）

層雲峡峡谷線道路（小函自転車道）について、管理者である上川町は落石等による災害が懸念されることから通行止めを行っており、安全の確保が確認されるまで供用を開始しないものとする。また、落石の危険がある箇所については、落石の防止や注意喚起等に関し必要な措置を講じる。

## エ ヒグマ

ヒグマは本公園の全域にわたって生息しているが、特に紅葉期にはヒグマの行動圏ともなっている高原温泉の高原沼を巡る登山コースに利用者が集中することから、関係機関の協力により立入時間を限定するとともに、ヒグマパトロールを実施し必要に応じて立入規制を行っている。今後とも利用者の安全とヒグマの生息環境を確保するため、立入規制等の適切な実施を図っていく。

また、国指定大雪山鳥獣保護区管理棟（ヒグマ情報センター）において実施されている啓発活動の内容と関係機関の情報を連携させ、情報収集・提供のネットワーク化について検討する。

## オ 登山

近年、中高年の登山者が増加し、また、地形図や天気図の読図力に欠けるなど基本的な登山技術の不足するハイカーが高山帯の登山を行い、初歩的なミスにより事故を起こすケースが問題視されている。大雪山は本州の 3,000 メートル級の山岳に匹敵する厳しい気象条件であり、技術、体力、装備、経験者の同行が必須であることを遭難対策協議会等を通じ広く呼びかける。

旅行エージェントによる山岳ツアーも多くみられるが、一部には歩道外を通行したり、避難小屋の利用上のマナーが悪いツアーも見受けられる。また、引率者人数が少ないにもかかわらず 1 団体の人数が多く、緊急時の安全対策上問題のあるケースもある。今後関係機関で、適切な公園利用に即したツアーへの誘導について、観光連盟を通じた呼びかけなど対策を検討する。

登山道の状況や残雪状況及びヒグマ情報など、登山者に対する適切な情報提供が行えるよ

う、関係機関等の情報交換を密接にし、ビジターセンターや登山事務所、ロープウェイ駅等で共通の情報が提供できるよう関係機関で検討する。

#### (4) 普及啓発

##### ア 利用者タイプ別基本方針

###### 日帰り観光客に対する方針

単なる名所の通過型観光にとどめることなく、自然に対する理解や訪問者が守るべきルールについて利用者の理解を深めるため、大雪山を特徴づける景観の成り立ちや動植物の生態などを分かりやすく情報提供するよう努める。

また、手軽に楽しめる散策コースの整備を図り、ビジターセンタースタッフやパークボランティア等による自然解説やセルフガイドパンフレットなどソフト面の充実もあわせ、自然とのふれあいができる利用への誘導を図る。

###### 宿泊観光客に対する方針

自然に対する理解を深めるための時間や機会は、日帰り観光客よりも格段に増やすことが可能であることに留意する。

各宿泊施設の役割が大きく期待され、周辺の自然を紹介・解説したビデオ、本などをロビーや各部屋に配備し、従業員等が周辺の見所や自然情報を説明できる体制を整えるなど、公園事業者としての資質を高めるよう協力を求める。

また、ヒグマの出没や登山道の危険箇所等の情報を宿泊施設で提供できる体制を整える。

さらに、公園事業者やビジターセンタースタッフ、パークボランティア等による早朝観察会等の展開を図る。

###### ハイカー、登山者に対する方針

自然に親しむという目的意識が強い利用者が多いが、自然への理解をより深めるため、各種セルフガイドパンフレットや自然解説板の整備を図る。

また、高山帯などの自然の脆弱さや自然の成り立ちについての理解が十分でない利用者も見られるため、マナーを無視した自然とのふれあいは自然環境の破壊につながることを分かりやすく知らせる。

ツアー登山については、ガイドの資質を向上により、自然環境への影響軽減を図る。

##### イ 各地区ごとの方針

###### 層雲峡集団施設地区周辺

- ・ ロープウェイ利用者やホテル、民宿等の宿泊者に対し、自然情報や利用マナーの情報提供を関係機関及び公園事業者等で積極的に進める。このため、ビジターセンターの利用推進に努め、自然情報の提供やパークボランティアの活動拠点とする。
- ・ ロープウェイ、リフトや以下の散策適所等をエコミュージアムのフィールドととらえ、ビジターセンターと積極的に関連を持たせる。
- ・ 石狩川対岸の園地からパノラマ台にかけての一带は、エゾリス、エゾシカ、クマゲラな

どのほか、北海道の高地で見られる植物や昆虫の観察場所として最適であり、自然観察舎を中心に解説板やセルフガイドパンフレット等の整備を図るとともに早朝自然観察会の開催を検討する。

- ・ 紅葉谷歩道は、良好な自然林や渓谷美を堪能できる格好の場であり、オオルリやキビタキなど野鳥類も多く見られる。自然探勝路として整備を図るとともにセルフガイドパンフレットの整備を図る。
- ・ 大函、銀河流星の滝周辺については、自然解説板やセルフガイドパンフレットを整備するとともに、ビジターセンタースタッフ、パークボランティア等による自然解説を検討する。

#### 勇駒別集團施設地区

- ・ 亜高山帯の自然が良好に残された地域であり、ロープウェイに集中している利用の分散を図る観点も踏まえ、既存自然探勝路の再整備及び既存クロスカントリーコースの活用を図る。また、歩くスキーの利用をさらに推進すべく策定された東川町のノルディックの森構想による、四季を通じて利用できる自然探勝路の整備を検討するとともに、セルフガイドパンフレットの整備等を積極的に図る。
- ・ ビジターセンタースタッフ、パークボランティアや東川町自然監視員等による集團施設地区内や姿見園地周辺の自然解説を推進する。

#### 糠平集團施設地区

糠平温泉自然探勝路（小鳥の道）は樹林帯や渓谷に面した変化に富んだ自然探勝ができるコースである。また、整備を進めている北海道自然歩道線歩道は、アーチ橋等も鑑賞でき、多様な自然体験が可能なコースである。関係団体とも連携しながら、セルフガイドパンフレットの整備や各ホテル等での情報提供などにより積極的な活用を図る。

#### 十勝三股集團施設地区

エゾシカ、エゾモモンガ、エゾリス、クマゲラ等が生息し、湧水による湿地や典型的な倒木更新が観察できる森など、野生動物との出会いや多様な自然の観察等、質の高い自然体験ができる地区である。今後、必要に応じ自然解説活動等ソフト面も含めた整備を検討する。

#### 然別湖畔地区

大雪山を代表する針広混交林の良好な自然林が広がる地域である。民間による自然体験サービス事業が行われており、自然観察会も行われている。今後、セルフガイドパンフレットの作成等を実施する。

#### 白金温泉地区

十勝岳の大正泥流に成立した自然林等が広がる地域であり、周辺の望岳台等では火山活動に起因する地形や高山植物等も観察できる。環境省が野鳥の森や遊歩道を整備しており、今後、セルフガイドパンフレットの整備を図るとともに、白金インフォメーションセンター（公園外）との連携も図り、これらの施設の積極的活用を図る。

## ウ 自然に親しむ運動

現在、環境省及び地元町主催による自然観察会が勇駒別集團施設地区、天人峡、然別湖等で行

われており、それ以外にも自然に親しむための各種の行事が関係行政機関により随時実施されている。

今後さらに推進すべき地域として、特に次の地域を重点的に検討する。また、実施に当ってはパークボランティアの積極的参加を呼びかける。

- ・ 層雲峡周辺
- ・ 黒岳7合目周辺
- ・ 天人峡、勇駒別周辺、姿見の池周辺
- ・ 白金温泉周辺
- ・ 糠平温泉周辺
- ・ 十勝三股周辺
- ・ 然別湖周辺

## エ ビジターセンターの利用、運営

### 管理主体、運営方法

現在、博物展示施設は層雲峡、勇駒別に設置されており、類似施設としては、高原温泉（ヒグマ情報センター）、糠平温泉（町立博物館）に設置されている。

糠平については、新規の施設の設置が検討されており、今後運営方法も含め関係機関で検討を進める。

### 行事計画

各ビジターセンターで行われている自然解説活動が、必ずしも多くの利用者に情報として伝わっていないことから、マスコミや宿泊施設、交通機関のターミナル等で年間行事計画を積極的に情報提供していく。

### 利用者に対する情報提供の方法

整備や再整備が予定されているビジターセンターについては、開放的な利用情報カウンターを内部に設けるなど、マンツーマンによる情報提供を積極的に行えるよう留意する。

また、パークボランティアが常駐できる体制を整え、積極的な参加を呼びかける。

さらに、気象情報、動植物の生息情報、利用規制、アクセス、利用マナー等について、リアルタイムに情報を提供できるよう、情報掲示板などを工夫する。

### ビジターセンター相互の情報交換とその活用

リアルタイムの自然情報等をお互いに交換し利用者に提供できるよう、ファックスやインターネット等の積極的活用を検討する。

また、関係行政機関の協力のもと、広く一般の人に対して、インターネット等で公園利用前に情報提供することについて検討する。

### その他ビジターセンター的施設との連携、情報交換等

層雲峡自然観察舎の有効活用や、町、白金インフォメーションセンター、国道除雪センター、民間施設等との情報交換を検討する。

#### オ ゴミの持ち帰りの徹底

ゴミ、残飯等の放置や穴埋めは、他の公園利用者に不快感を与えるばかりでなく、野生動物や周辺の植生に悪影響を及ぼしており、特に、ヒグマにゴミあさりや人間に接近する習慣をつけてしまうことにつながる。このため、国立公園に関係するすべての関係機関及び公園事業者等はゴミの持ち帰りの重要性を公園利用者に周知徹底し、指導するよう努める。

#### カ 携帯トイレ利用と持ち帰りの徹底

トイレの無い山岳地帯では、登山道を離れて身を隠して用を足すために高山植生への立ち入りが見られ、高山植生の破壊に繋がっている。このため、関係機関で連携して、携帯トイレの利用と持ち帰りの徹底を呼びかけるとともに、携帯トイレ利用ブース及び回収ボックスの設置に努めるものとする。

#### キ 公園利用マナーの徹底

以上の事項をより効果的に普及啓発するため、環境省、関係行政機関において、広く一般の人に対して、インターネット等で自然情報とともに公園利用マナーについても情報提供することを検討する。

### (5) グリーンワーカー事業・パークボランティア活動

#### ア グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園や国指定鳥獣保護区において自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に応じた迅速できめ細やかな自然環境保全活動を推進し国立公園管理の向上を図ることを目的としており、今後とも活動を通じて国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

#### イ パークボランティア活動

パークボランティアは、現在、環境省北海道地方環境事務所へ登録している大雪山国立公園パークボランティアの数は129名であり、活動実施計画に基づき公園利用者に対する自然解説、観察会、美化清掃、特定外来生物の監視・捕獲協力等の活動を実施しており、公園の快適な利用や普及啓発の向上にむけ、今後とも積極的な協力を求める。

## 5 公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

#### ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年8月15日付け環境庁告示第48号（糠平地区）及び平成14年6月13日付け環境省告示第41号（然別湖畔地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱いに関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築等	
(1) 建築物	<p>基本方針</p> <p>層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、原則として、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を認めない。</p> <hr/> <p>規模及び後退距離等</p> <p>規模は必要最小限とする。公益上必要な建築物として許可基準上規模の上限が定められていない特別保護地区及び第1種特別地域内の建築物であっても第2種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。</p> <p>また、主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、極力後退させることとし、利用施設又は道路から望見</p>

	<p>されないように修景植栽を実施する。</p> <p><b>建築物のデザイン</b></p> <p>建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態は単純を旨とする。</li> <li>・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は極力自然材料（木材及び石材）を使用する。</li> <li>・10㎡以下程度のごく小規模な建築物を除き傾斜屋根（片流れを除く。）とする。</li> <li>・屋根の勾配は10分の2以上とする。</li> <li>・屋根の色彩は焦げ茶色（日本塗料工業会旧色見本番号第255番程度）とする。</li> <li>・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いにすることができない場合は、この限りでない。</li> </ul> <p><b>附帯施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取付道路及び駐車場については、「(2)車道」の項及び「(2)公園事業取扱方針.5 附帯施設. 駐車場」(P38)の項の記述に準じて取り扱う。</li> <li>・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、極力主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び色彩と同様のものとする。</li> </ul> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、建築物の新築を極力許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。</p>
(2)車道	<p><b>基本方針</b></p> <p>林道、作業道、施設への取付道路及び工事用仮設道路以外の道路は、極力新設しない（ただし、拡幅線形等の改良は除く。）。</p> <p>特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても極力新設しない。ただし、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、別途調整を図る。</p> <p><b>線形</b></p> <p>地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、</p>

曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。

#### 景観保全

主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。

#### 法面等

- ・新設する法面の高さは最大でも13メートル以下程度に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することもあるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。
- ・法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林を構成する樹種と同種の樹種による森林化を図る。
- ・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工及び軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。この場合、植生袋による緑化を実施する。モルタル吹き付けは行わない。
- ・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。

#### 擁壁等構造物

- ・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。
- ・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団籠とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、原則として表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。
- ・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。
- ・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。

#### 附帯施設

- ・側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンク

	<p>リート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物等掲出又は表示」(P31)の項に準じて取り扱う。</li> <li>・安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。</li> </ul>
	<p>残土処理</p> <p>原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。</p>
	<p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、林道、作業道及び工事中仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事中仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。</p>
<p>(3)治山及び砂防施設</p>	<p>層雲峡峡谷地区以外の特別保護地区については原則として認めない。主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石張り等の措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。</p> <p>魚類や両生類の生息に重要な箇所にダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。</p>

(4)鉄塔・電柱	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更する場合は、この限りでない。</li> <li>・その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的のもの以外は認めない。その場合、極力公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。</li> </ul>
	<p>鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見した場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出してしまう場合は淡い灰色とする。</p>
	<p>鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることにし、局舎については、建築物の項に準じて取り扱う。</p>
	<p>電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。</p> <p>なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。</p>
	<p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、新設については地下埋設とする。既設のものについても原則として、更新の際に地下埋設とする。</p>
(5)その他	<p>基本方針</p> <p>屋外において自動販売機及び公衆電話ボックスを設置することは、層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内以外では認めない。既存の自動販売機及び公衆電話ボックスは極力近接の公園事業施設に併設するよう指導する。</p>

2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>( 施業として行う伐採について )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。</li> <li>・ 作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者が連絡を取り合って適切に対応する。</li> </ul> <p>( 施業以外の伐採について )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。</li> </ul> <p>シマフクロウ、キンメフクロウ、ミユビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあっては生息が、クマゲラ等にあっては営巣木等が確認された場合は、森林管理者に情報を提供し、施業について関係機関で対応を検討する。</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採の方法や伐採量を最小限に止めるよう、特段の配慮を求める。ただし、工作物（林道、作業道を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、展望施設からの眺望の確保を図る場合であって、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。なお、同地区内の第2種特別地域については、原則として単木択伐とする。</p>
3 土石の採取等	
(1)温泉ボーリング	<p>温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。</p>
(2)調査ボーリング	<p>地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、認めない。</p>
(3)採石	<p>基本方針</p> <p>許可基準どおりの取扱いとする。</p>

	<p>河川砂利の採取を行う場合については、許可基準に基づき認めるものとするが、その場合は、</p> <p>(ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。</p> <p>(イ) 作業を行う箇所の下流部2キロメートル以内の河川沿いに主公園利用施設(大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡)がないこと。</p> <p>(ウ) 湖沼(然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖)に流れ込む流域の湖から2キロメートル以内の場所でないこと(ただし、地質や実績等から濁水が発生しないことが明らかである場合を除く。)</p> <p>(エ) 希少両生類、希少水生昆虫、特異な魚類(ミヤベイワナ等)等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。</p> <p>の各要件をすべて満たすこととする。</p> <p>砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、の要件を満たす必要はないものとするが、濁水を極力発生させないための措置を講じる。</p>
4 水位水量の増減	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度末現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。</li> <li>・既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で許可内容の変更を検討する。</li> </ul>
5 広告物等の掲出設置又は表示	<p>基本方針</p> <p>基本として許可基準どおりの取扱いとする。ただし、所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とするよう指導する。</p> <p>形態、デザイン等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱及び表示板の材料は、極力自然材料(木材及び石材)を使用するが、案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りでない。</li> <li>・表示面に使用する色彩は原則として茶色(木材及び石材の場合は素材色で可)、白色及び黒色を使用することとし、それ以外の色彩を使用する場合は、2種類以下とする。その場合、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。</li> </ul> <p>ただし、色彩については地区毎に別途統一的に定める場合はこの</p>

	<p>限りでない。</p> <p>照明は層雲峡集団施設地区及び糠平集団施設地区以外においては使用しない。</p> <p>営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。</p>
6 土地の形状変更	<p>基本方針</p> <p>農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。</p>
7 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。</li> <li>・採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。</li> <li>・公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。</li> <li>・採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。</li> </ul>
8 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	<p>基本方針</p> <p>許可基準に基づき許可されるもの（地方公共団体が行う行事として指定以前から行われていたものを含む。）を除き許可しない。</p>

## イ 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築等	
(1)建築物	建築物の高さは20メートル以下とする。
(2)道路	分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を行わないよう指導する。
2 土石の採取及び土地の形状変更	河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が1 ha 以上のもの、さらに1 ha以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては行わないよう指導する。また、産業廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことからこれを行わないよう指導する。
3 広告物	<ul style="list-style-type: none"><li>・いわゆる野立て看板については、設置しないよう指導する。</li><li>・広告物の規模については、特別地域内の許可基準を準用する。</li></ul>

## ( 2 ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001 001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする（一部重複して記載している事項を含む。）。

### ア 共通事項

本管理計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。

項 目	取 扱 方 針
1 公園事業施設の基本的要件	不特定の国民一般に供される施設であること。（予約の受付け又は料金の設定等に関して、会員制等により特定の者を優遇してはならない。）
	国立公園の利用者に対し良好なサービスを提供すること。
	国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。）
	良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。
	施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観や自然環境を害することのないよう配慮すること。
	周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃整頓等を実施するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。
2 施設の位置等	敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。
	敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。
	道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に行わない場合はこの限りでない。
	勾配30パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。

	<p>ただし、大規模建築物の場合で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。</p>
	<p>敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。</p>
<p>3 建物のデザイン等</p>	<p>高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。</p> <hr/> <p>建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるよう工夫する。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。</p> <hr/> <p>屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観を害してしまう場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。 また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和及び落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。 また、10㎡以下程度の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、片流れを許容する。</p> <hr/> <p>屋根の色彩 焦げ茶色を標準とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、この限りでない。</p> <hr/> <p>壁面の材料 極力自然材料（木材、石材）を使用する。全面使用ができない場合は、デザインとして木材による付柱や石材の張り付けを検討する。</p> <hr/> <p>壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、木材の素材色を許容する。木材に塗装する場合は、茶色系に限る。 壁面に石材を使用する場合は、素材色のままとする。</p>

	<p>煉瓦を使用する場合は、煉瓦の素材色を許容する。</p> <p>自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を使用する場合で、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、素材色を許容する。</p> <p>塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあって、全面的に使用するのには好ましくない。）、淡い茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和、同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。</p> <p>車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物</p> <p>極力主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、～と同様に取り扱う。</p> <p>野生鳥類への配慮</p> <p>大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。</p> <p>（注）バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。</p>
4 道路	
(1)車道	<p>基本的考え方</p> <p>道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場、解説看板、ゴミ箱等管理施設の適切な整備及び道路からの景観の保全に留意する。</p> <p>線形改良</p> <p>自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など可能な措置をとる。</p> <p>冬期交通の安全確保</p> <p>冬期にも通行させる道路にあっては、スノーシェッド、スノーポール等必要な安全施設の設置を認める。</p> <p>残土処理</p> <p>原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。</p> <p>コンクリート構造物の表面処理</p> <p>トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコ</p>

	<p>ンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の配慮をする。</p> <p><b>法面</b></p> <p>新設する法面の高さは最大でも20メートル以下程度に抑える。ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。</p> <p><b>法面の緑化</b></p> <p>法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林を構成する樹種と同種の樹種による森林化を図る。</p> <p><b>法面構造物</b></p> <p>地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、軽量法枠工を使用する。さらに急勾配で軽量法枠工を使用できない場合はフリーフレームを採用する。この場合、植生袋による緑化を実施する。モルタル吹き付けは行わない。</p> <p><b>落石防止網</b></p> <p>落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</p> <p><b>擁壁等構造物</b></p> <p>周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。</p> <p>落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</p> <p><b>附帯施設</b></p> <p>側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</p> <p>標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物の掲出又は表示」(P31)の項に準じて取り扱う。</p> <p>安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装す</p>
--	---

	<p>る。</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が高い地区</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。</p> <p>照明</p> <p>道路照明の光色については、白色及び黄色系のものとする。</p>
(2)歩道	<p>基本的考え方</p> <p>道路（歩道）事業については、歩行者の安全確保に配慮するとともに、洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう設計する。</p> <p>特に登山道については、全体の利用状況、整備状況等を調査し、平成17年度に策定した「大雪山国立公園登山道管理水準」を踏まえ、計画的な整備を検討していく。また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。</p> <p>整備</p> <p>整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。</p> <p>標識類</p> <p>必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便を図る。</p> <p>幅員</p> <p>山岳地域の歩道は原則として1メートル程度とする。利用拠点周辺の探勝歩道については1.5メートルを原則とし、利用者の数に応じて2.5メートル程度までの幅員を許容する。</p> <p>管理</p> <p>歩道幅員の範囲内で枝払い、下草刈り等を実施する。高山帯歩道の管理者は洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境へ影響を与えないよう適切な措置を講ずる。</p>
5 附帯施設 (建築物を除く。)	<p>駐車場</p> <p>原則として、各事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等に配慮する。さらに、極力駐車場内に小規模な緑地帯や樹木柵を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置</p>

	<p>及び既存樹木の保存を行う。</p> <p><b>排水処理</b></p> <p>事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽（処理水のBODは、設計上20ppm以下）を設置する。</p> <p>ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあっては、放流先の指定や三次処理の実施など特別の配慮を行う。</p>
	<p><b>給水、排水又は引湯のための配管</b></p> <p>地形上又は地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。なお、不可能な場合は別途調整を図る。</p>
	<p><b>看板、誘導標識、表示板等</b></p> <p>看板、誘導標識、表示板等の支持物（支柱、台座等）の材料には極力自然材料を使用する。板面には自然材料のほか、人工的な素材の使用も許容するが、裏側が利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。</p> <p>夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明（白色、黄白色等に限る。）を許容する。</p> <p>動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは認めない。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として行為許可の規定を公園事業についても適用する。</p> <p>海外からの利用者の来訪状況に応じ、英文等複数の外国語を併記することに努める。</p>
	<p><b>電線</b></p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内の公園事業施設にあっては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。</p>
	<p><b>貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの</b></p> <p>極力利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。</p>

## イ 集団施設地区

### (1) 層雲峡集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	<p>当集団施設地区の年間利用者数は非常に多いが、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にある。</p> <p>環境省では、集団施設地区を拠点とした地区内外の自然探勝や散策、休憩利用の増加に対応するため、また、園地の有効活用を図るため、再整備を実施した。</p> <p>園路や園地等を整備する際には、使用する施設の材料には極力自然材料を用いることとし、橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。</p>
2 宿 舎	<p>当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峡峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の通過宿泊地として利用されており、これら多様な利用者を対象として、民間のホテル等16軒が事業執行している。</p> <p>宿舎は、上流部宿泊施設、下流部宿泊施設及び中央の各整備計画区内に限り整備することとし、上流部及び下流部宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。</p> <p>上流部及び下流部宿泊施設整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア) 建ぺい率は50パーセント以下とする。</p> <p>(イ) 敷地(飛び地で敷地が存在する場合もこれに含む。以下同じ。)内の緑地は極力確保する。</p> <p>(ウ) 総延床面積</p> <p>敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000㎡以下とする。</p> <p>(エ) 営業部床面積(総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積)は、20,000㎡以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。</p> <p>(オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5階以下とする。</p> <p>(カ) 宿泊収容力は、1宿舎当たり1,000人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。</p> <p>(キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は10メートル以上とする。ただし、敷地境界からの距離について、防災上及び地形上等やむを</p>

	<p>得ない場合はこの限りでない。</p> <p>なお、すでに超えている場合は、建替えの時点で極力10メートル以上の後退距離を設けるものとする。</p> <p>(ク)外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全に留意する。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないように配慮する。</p> <p>(ケ)各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全に配慮する。</p> <p>(コ)特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。</p> <p>中央整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア)地上部の階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋で窓のあるものについては建築物の階数に含める。</p> <p>(イ)建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。</p> <p>(ウ)建ぺい率は80パーセント以内とする。</p> <p>(エ)建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(オ)建築物と道路との間には、極力樹木を植えることとする。</p>
3 休憩所	<p>中央整備計画区内において、民間の3軒の休憩所が事業執行されている。</p> <p>今後も、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱いとする。</p>
4 野営場	<p>野営場整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。主に大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多い。</p> <p>整備に当たっては、テントサイトの拡充と快適性確保のための下草、下枝払い等に留意し、車両の乗り入れは行わせないものとする。</p>
5 駐車場	<p>環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。</p> <p>これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲又は外壁の緑化に特に配慮する。</p>
6 自動車運送施設	<p>公共施設整備計画区内において、民間の1事業者が事業執行しており、旭川、北見方面等の運行並びに銀泉台及び高原温泉への期間運行を行っている。また、附帯施設として従業員寮が併設されている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とする。</p>

7 給・排水 施設	<p>上川町が給・排水施設を整備している。</p> <p>施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、公園利用者から望見されない場所において整備を行うものとする。</p>
8 博物展示 施設	<p>当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。</p>

(2) 勇駒別集團施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	<p>集團施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、北海道が園地及び園路を、東川町が休憩舎（ビジターセンターと棟続きのもの）、湯の沼広場、駐車場等を整備している。</p> <p>恵まれた自然環境を活かした利用拠点として、滞在時間の延長を図るため、地区全体の整備構想を検討し、計画的な再整備を実施する。</p> <p>再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討するとともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集團施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の下草払い等きめ細かい管理を実施する。</p>
2 宿 舎	<p>本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔をおいて民間のホテル等9軒が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>建築物の規模、壁面後退等</p> <p>（ア）建築物の高さは、棟ごとに20メートル以下とする。</p> <p>（イ）隣接する公園事業施設の建築物との間隔は50メートル以上とし、また、原則として道道端から20メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、極力道路から後退させるものとする。</p> <p>（ウ）外部のデザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> <p>屋根の形状は、原則として切妻とする。</p> <p>（エ）附帯施設としての駐車場は宿舎の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。</p>
3 博物展示施設	<p>当地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として北海道が整備している。なお、附帯施設として、既存園地との有機的結合を図るため、広場が設置されている。地区全体の整備構想の検討に当たっては、当該施設の再整備も含め検討することとする。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パ・クボランティア等の活動拠点としても活用していく。</p>

4 野営場	<p>公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。</p> <p>旭岳方面への登山基地として利用されていることから、利用の動向を見ながら、施設の供用期間の延長を検討する必要がある。また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。</p>
5 駐車場	<p>旭岳方面への登山及び周辺自然探勝のための基地となることから、北海道が駐車場を整備している。高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に路上駐車する現状にあることから、必要な整備を行うとともに、利用集中期におけるマイカー規制の導入について検討する。</p> <p>再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。</p>
6 排水処理施設	<p>東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

(3) 糠平集团施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園 地	
(1)湖畔園地	<p>糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が整備している。また、環境省において、博物展示施設や野営場を含めた一体的な整備計画を検討している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、現状施設の改修等に当たっては、糠平湖の展望を妨げないように留意する。</p>
(2)中央公園	<p>糠平宿舎事業施設及び国道273号線の隣接地において、地区の滞在者及び立ち寄り者の休憩のための小公園的な園地として、上士幌町が整備している。</p> <p>改修等に当たっては、施設の規模は現状程度とし、小公園的な園地にふさわしいものを整備する。</p> <p>なお、既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。</p>
2 宿舎	<p>東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、民間のホテル等6軒が事業執行している。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>事業執行しようとする者は、旅館業法第3条による許可(下宿営業を除く。)を受けている、又は受ける見込みがあること。</p> <p>事業施設の収容人員が30人以上800人以下であること。</p> <p>建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から3.0メートル以上、敷地境界線から1.5メートル以上それぞれ離れていること。</p> <p>宿舎として利用される建築物が30メートル以下、その他の建築物が13メートル以下の高さであること。</p> <p>建築面積の敷地面積に対する割合が60パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が360パーセント以下であること。</p> <p>宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。</p>
3 野営場	<p>糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。</p> <p>老朽化しており、現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。</p>

4 駐車場	<p>当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。</p>
5 自動車運輸施設	<p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関として1バス会社が事業を執行している。</p> <p>営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。</p>
6 給水施設	<p>糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。</p>
7 博物館	<p>本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。</p> <p>規模は現状程度とし、現状の付属園地を確保する等設置目的を損なわないよう留意する。</p> <p>なお、既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。</p>
8 博物展示施設	<p>現在、環境省によりビジターセンターの整備が計画されている。</p> <p>展示内容については、東大雪地域を主体に、本公園全体の自然環境について情報提供を行うよう配慮する。</p>

( 4 ) 十勝三股集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>当地区は、天然林を主体とした良好な自然環境を有する三股盆地に位置し、周辺山岳景観の展望は開放感を伴う特徴的なものであることから、これらの地域資源を活かし、自然の回復を目指しつつ、自然体験及び学習活動フィールドとして活用する地区として位置付けたものである。</p> <p>今後は、自然回復を行う場及び自然回復の過程を学習する場として関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくこととするが、当面は自然環境の回復に努めるものとする。</p>

ウ 単独施設

地 区	事業の種類	取 扱 方 針
愛山溪 温 泉	宿 舎	<p>永山岳及び北鎮岳方面への登山利用及び自然探勝、湯治利用の拠点としての利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。</p>
銀河流星 ノ滝	園 地	<p>銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
大 函	園 地	<p>柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台、休憩所及び駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
黒 岳	宿 舎	<p>黒岳からお鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、北海道が簡易宿舎を整備しているが、老朽化が進んでいる。</p> <p>再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を極力少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する。</p>
銀泉台	園 地	<p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山入口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
	宿 舎	<p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山入口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら、公園利用者の休憩及び登山利用者の施設として民間のヒュッテが整備されていたが、施設の老朽化が著しく取り壊される予定となっている。</p>

		再整備に当たっては、山上のロッジとしての雰囲気を持たせるよう、現状程度とし、自然景観との調和に特に留意する。
白楊平	園地	<p>ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。</p> <p>施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。</p>
白雲岳	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が避難小屋を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
石北峠	園地	<p>北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
高原温泉	園地	<p>白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、北海道及び上川町が駐車場等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>紅葉時期に利用者が集中し、駐車場が不足するため、園地の一部は平面的な草地園地とし、オーバーフロー時に駐車場としても使用できるような形式とする。また、積極的に植樹を行うよう駐車場及び園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。</p>
	宿舎	<p>白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、民間の宿舎1軒が事業執行している。</p> <p>施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、極力都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。</p>
	博物展示施設	<p>高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。</p> <p>公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>また、公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するた</p>

		め、適切な情報提供や知識の普及を行うものとする。
忠別岳南	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
姿見の池	園地	<p>姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畑となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。</p> <p>高山植物保護のため、上川支庁、北海道上川南部森づくりセンター、東川町等の協力により、園路には口 - プを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</p> <p>施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。</p>
	避難小屋	<p>旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>再整備された現況施設を適切に維持管理するものとする。</p>
天人峡	園地	<p>羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆便所、四阿等を整備している。</p> <p>現況施設の充実を図るものとする。</p>
	宿舎	<p>忠別川の柱状節理の岸壁からなる渓谷景観が優れた地域に位置し温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されており、民間ホテル等4軒が事業執行している。</p> <p>整備に当たっては、地域の特色である渓谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物の規模 建築物の高さは、27メートル以下とする。</p> <p>イ デザイン及び材料 外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。</p>
	駐車場	<p>天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。</p> <p>附帯施設として整備されている公衆トイレは使用不能となっており、再整備の必要がある。</p>

白金温泉	園地	<p>白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、北海道及び美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
美瑛富士	避難小屋	<p>美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p> <p>公衆トイレについては、工法及び維持管理等を含めた環境条件が整った上で検討するものとする。</p>
十勝岳	避難小屋	<p>十勝岳の北西2.5キロメートルの地点にあり、十勝岳連峰の縦走登山者の避難施設として、林野庁が整備していたが、老朽化等のため撤去された。利用状況を踏まえ、維持管理の方法を含めた再整備の必要性について検討する。</p>
望岳台	園地	<p>十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場、公衆トイレ等を整備している。また、利用者の便宜を図るために民間のレストハウスが整備されている。</p> <p>自然探勝路の説明板等の適切な管理を行う。</p> <p>民間のレストハウスの再整備については、既存規模程度の建て替えのための新築あるいは小規模な増築を原則とする。</p>
吹上温泉	園地	<p>本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。</p> <p>吹上の湯として有名な露天風呂があり、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。</p>
	宿舎	<p>自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。</p> <p>近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。</p> <p>自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。</p>

		<p>ア 建築物は2階建て以下とする。</p> <p>イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を極力とることとする。</p>
	野営場	<p>十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター-離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。</p> <p>当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。</p>
十勝岳 温泉	園地	<p>富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、上富良野町が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>園地周辺にある3軒の宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。</p> <p>今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。</p>
	宿舎	<p>登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されており、民間のホテル3軒が事業執行している。</p> <p>今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>建築物は3階建て以下とする。</p> <p>建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を極力とることとする。</p>
士幌高原	園地	<p>東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高連峰等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。</p> <p>眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。</p>
	野営場	<p>隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。</p> <p>周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。</p>
三国峠	園地	<p>ニベソツ山、ウベベサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。</p> <p>周囲の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。</p>

幌加温泉	宿 舎	<p>天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等の施設として、民間の温泉旅館2軒が事業執行している。</p> <p>自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>高さは、13メートル以下であること。</p> <p>道路からの壁面後退距離を極力とること。</p> <p>増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。</p>
糠平ダム	園 地	<p>糠平ダムのほぼ全景、ウベペサンケ山及び石狩連峰の展望地点として、民間が展望台等を整備している。</p> <p>公衆トイレの整備を図る必要がある。</p>
糠平温泉	スキー場	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、別紙3「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」によるものとする。</p>
幌鹿峠	園 地	<p>糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、林野庁が小規模な路側駐車帯及び峠標識を整備している。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。</p>
然別峡	園 地	<p>良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。</p>
	宿 舎	<p>良好な自然林に囲まれた静寂な温泉であり、民間が1軒事業執行している。</p> <p>現在ある温泉旅館は老朽化しており、再整備を図る必要がある。整備に当たっては、高さは現状（13メートル）程度とする。</p>
	野営場	<p>然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。</p> <p>施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>
山田温泉	宿 舎	<p>北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ自然環境に恵まれた宿舎として、民間のホテル1軒が事業執行している。</p>

		<p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。</p>
然別湖北岸	野営場	<p>然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、林野庁及び民間が施設を整備している。</p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。</p>
然別湖畔	園地	<p>然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。</p> <p>当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の再整備を図るものとする。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
	宿舎	<p>然別湖畔に位置し、民間のホテル2軒が事業執行している。</p> <p>対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設の規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。また、施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から極力離れていること。</p> <p>宿舎として利用される建築物の高さは、32メートル以下、その他の建築物の高さは、13メートル以下であること。</p> <p>建築面積の敷地面積に対する割合は、60パーセント以下であること。</p> <p>宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。</p>
	舟遊場	<p>良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、民間が手こぎボート、カヌー等を設置している。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、棧橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。</p> <p>また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、極力単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入す</p>

		るよう指導する。
	駐車場	当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	給水施設	公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	排水施設	然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
白雲橋	博物展示施設	当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。
扇ヶ原	園地	然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。 現状の施設は、糠平然別線道路(車道)事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。 施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は極力道路側に設置するものとする。
ヒサゴ沼	避難小屋	大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せ適切な管理を行う。 ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。
トムラウシ温泉	園地	トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	宿舎	トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、霧吹の滝、トムラウシ望岳台園地など周辺の良い自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。 既存施設の適切な維持管理を図るものとする。
	野営場	トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、霧吹の滝をはじめとする周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。 良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とす

		る。
トムラウシ望岳台	園地	<p>トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、林野庁が四阿及び案内板を整備している。</p> <p>展望の障害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。</p>
白雲望岳台	園地	<p>新得町からトムラウシ温泉に向うトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、林野庁が展望台及び案内板を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は現状程度とする。</p>
上ホロカメツク山	避難小屋	<p>十勝連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。</p>

工 道 路  
 (1) 車 道

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
道路 (車道)	層雲峡ルベシベ線 (国道39号線)	<p>旭川及び網走方面から層雲峡集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。</p> <p>当該路線は、基本的な改良工事はほぼ完了しているが、新武華トンネル改良により廃道となる路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。</p> <p>また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設(ロックシェッド等)の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。</p>
	愛山溪線	<p>国道39号線の安足間から愛山溪温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。</p> <p>未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。</p>
	銀泉台線	<p>国道273号線の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設(ガードロープ)を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
	高原温泉線	<p>国道273号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p>

	<p>石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。なお、アスファルト等の舗装は行わず、原則として砂利舗装程度の舗装にとどめる。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
勇駒別線	<p>旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。</p> <p>道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。</p> <p>冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。</p>
天人峡線	
国立公園界～天人峡温泉入口の区間（道道天人峡美瑛線）	<p>本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる渓谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノ－シェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。</p>
天人峡入口～天人閣の区間（町道天人峡道路）	<p>本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。</p> <p>改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。</p>
美瑛望岳台線	<p>本線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。</p>
十勝岳山麓線	<p>本線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

十勝岳温泉線	<p>本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。</p> <p>当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。</p>
士幌然別線	<p>本線は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道であり、北海道がトンネル区間の整備に向けて事前調査を行っていたが、平成11年3月に未開削区間の工事の取りやめを表明した。</p> <p>今後、利用施設計画からの削除について検討を行うものとする。</p>
大雪ダム糠平上士幌線	
国道273号線の区間	<p>本路線は、本公園の最大の拠点である層雲峡集団施設地区と東大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。</p> <p>当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。</p> <p>また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。</p>
町道糠平線の区間	<p>本路線は、糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
町道幌加線の区間	<p>国道273号線から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

糠平然別線	<p>本線は、然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、部分的に改良を終えているが、今後改良を要する区間には、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区が含まれており、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。</p>
然別峡線	<p>本線は、然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、一部改良を終えているが、未だ改良を要する区間である。</p> <p>整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
トムラウシ温泉線	<p>本線は、新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。</p> <p>北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p> <p>新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。</p> <p>改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

( 2 ) 自転車道

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
道路 (自転車道)	層雲峡峡谷 線	<p>小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。</p> <p>落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。</p>
	糠平湖畔線	<p>本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道（歩道と共用）として糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

(3) 歩道

事業の種類	地区	取 扱 方 針
道 路 ( 歩道 )	原始ヶ原線	<p>富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を經由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コ - ス( 天使の泉、広原の滝を經由する。 ) と滝コ - ス( 不動の滝、昇竜の滝を經由する。 ) の2コ - スがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全について留意する。</p>
	層雲峡ニセイカウ シュッペ山 線	<p>層雲峡集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を經由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一歩できる登山道として利用者が多い。パノラマ台からニセイカウシュッペ山までは、歩道が荒廃したり、通行不能となっているため整備方法等について検討する。</p> <p>荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
	層雲峡勇駒 別線	<p>層雲峡集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を經由するコースと中岳を經由するコ - スがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、北海道が案内板、指導標、誘導柵等を整備している。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。</p> <p>一部には、植生保護のため、木道等を新設しているが、登山利用者が年々増加していることから、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるため緊急に対策を講ずる必要がある。</p>
	雲井ヶ原線	<p>愛山溪温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。</p> <p>湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>
	愛山溪北鎮 岳線	<p>愛山溪温泉から永山岳及び比布岳を經由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板及び指導標の設置を検討する。</p> <p>また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。</p>
	松仙園線	<p>愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への湿原探勝及び登山道として整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。</p>

沼ノ平姿見の池線	<p>沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を經由し、姿見の池を結ぶ探勝歩道として北海道及び環境省で整備している。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する必要がある。</p>
当麻岳線	<p>比布岳歩道分岐点から当麻岳を經由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工を検討するほか、案内板、指導標の設置を検討する必要がある。</p>
中岳裾合平線	<p>中岳南歩道分岐点から中岳温泉を經由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ歩道として北海道が整備している。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する。</p>
大雪山縦走線	<p>北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を經由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として、北海道が整備している。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工、木道工等を検討するほか、案内板、指導標等を十分に設置する。</p>
銀泉台白雲岳線	<p>銀泉台からコマクサ平及び赤岳を經由し、白雲岳への登山道として既設歩道を整備する。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、登山者及び自然探勝者のため、案内板及び指導標を設置する。</p>
高原温泉小泉岳線	<p>高原温泉から緑岳を經由し、小泉岳への登山道として林野庁が整備している。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>

<p>高原温泉高根ヶ原線</p>	<p>高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への探勝歩道並びに登山道として北海道が整備している。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>
<p>三国沢ユニ石狩岳線</p>	<p>三国沢からユニ石狩岳への登山道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
<p>ヤンベタツプ五色岳線</p>	<p>ヤンベタツプ川合流点から沼ノ原を経由し、五色ヶ原への登山道として、北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>
<p>勇駒別周回線</p>	<p>勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝路として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝路、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意する。</p>
<p>天人峡勇駒別線</p>	<p>天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、指導標、解説板等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
<p>羽衣敷島の滝線</p>	<p>天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の歩道が整備されている。</p> <p>整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員2.5メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5メートル以内とする。また、指導標、解説板等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
<p>天人峡化雲岳線</p>	<p>天人峡温泉から小化雲岳を経由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の危険防止及び高山植物保護のため、木道の設置等を検討するほか、案内板や指導標の整備を行う。</p>

美瑛富士線	<p>白金温泉から涸沢林道を經由し、美瑛富士への登山道として既設歩道を整備する。</p> <p>現道の維持管理を適切に行うほか、案内板や指導標等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
白金温泉十勝岳線	<p>望岳台から十勝岳避難小屋を經由し、十勝岳への登山道路として、北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、登山利用者の事故防止のため、ロープ張り、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
望岳台十勝岳温泉線	<p>望岳台歩道分岐から吹上温泉を經由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意する。また、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
美瑛岳線	<p>望岳台歩道分岐から雲ノ平を經由し、美瑛岳への登山歩道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。また、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
三段山線	<p>吹上温泉歩道分岐から三段山を經由し、十勝岳温泉への探勝歩道として整備する。現道の一部は危険な箇所があることから、整備に当たっては、高山植物群落の保護に十分留意した整備を行うものとし、案内板、指導標等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
富良野岳上ホロカメットク山線	<p>十勝岳温泉から上ホロカメットク山及び富良野岳への登山歩道として、北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、安政火口までは自然探勝路としてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。また、安全確保のための標識等の整備を図る。</p>
十勝三股二ペソツ山線	<p>十勝三股及び幌加温泉から二ペソツ山への登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>近年登山者の増加が著しいことから、登山道浸食が深刻化している。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。</p>

石狩連峰縦走線	<p>十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を經由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設の歩道（一部踏分け道）を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
糠平ウペペサンケ山線	<p>糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
糠平天宝山線	<p>糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
然別峡ウペペサンケ山線	<p>然別峡からウペペサンケ山への登山道として既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
南ペトウトル山線	<p>然別湖畔単独施設地区から、南ペトウトル山への登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
天望山周回線	<p>トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を經由して、トウマベツ川河口及び土幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
駒止湖東ヌブカウシヌプリ線	<p>駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を經由して東ヌブカウシヌプリへの登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
西ヌブカウシヌプリ線	<p>扇ヶ原展望台から西ヌブカウシヌプリへの登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
トムラウシ山線	<p>トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設の歩道を整備する。利用者が増加している反面で事故も増加しており、一部ルート付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行う。</p>
トムラウシ温泉周回線	<p>トムラウシ温泉から霧吹の滝を經由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝路として、歩道等を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>

曙橋十勝岳線	<p>新得町屈足曙橋からトノカリ林道を経由して十勝岳への登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
曙橋沼ノ原線	<p>新得町曙橋からヌプントムラウシ林道を経由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>
北海道自然歩道線	<p>北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、北海道が一部区間を整備している。</p> <p>長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。</p> <p>整備に当たっては、既存の歩道を最大限活用し、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>

オ 運輸施設

事業の種類	地域	取扱方針
索道運送 施設	層雲峡 (ロープ ウェイ)	<p>層雲峡集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。</p>
	黒岳 (リフト)	<p>上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。</p> <p>リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。</p> <p>また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。</p> <p>コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。</p>
	旭岳 (ロープ ウェイ)	<p>旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。</p> <p>建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。</p> <p>従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限ってスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあつては、通称Sカ-ブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあつては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を</p>

		認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。
自動車運 送施設	然別湖畔	十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。 施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。
船舶運輸 施設	然別湖周遊 線	然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。 船舶運送に必要な施設である棧橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。 また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、極力単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。 遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。

## 6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

### (1) 環境省所管地及び所管施設の管理

#### ア 土地

- ・ 本国立公園内の環境省所管地は、層雲峡集団施設地区内の29.8ha及び十勝三股集団施設地区内の47.9haである。
- ・ 層雲峡集団施設地区は過去に斜面崩壊や落石等による災害が発生しており、土地使用許可等に当たっては次の点に留意する。
- ・ 昭和50年に土砂災害のあった通称「ホテルの沢」の土砂氾濫域には防災施設以外の施設の設置は原則として認めない。
- ・ 過去の災害記録等から危険が予測され、未だ山腹工等の安全対策が取られていない土地については、原則として防災施設以外の新たな土地の使用許可を行わない。
- ・ 新たな土地の使用許可及び既に土地使用許可している土地における建築物の新增築等の変更承認に当たっては、必要に応じ、申請者に事前に防災面の調査を行わせることにより安全を確認させ、敷地内の雨水等について排水溝を設ける等適切な措置を行わせるものとする。なお、調査実施の判断に当たっては、上川町が指定する危険溪流の有無、落石等の危険のある斜面の有無等に留意する。

#### イ 建築物

環境省が所管する公園内の建築物は、博物展示施設、公衆便所、自然観察舎（いずれも層雲峡集団施設地区内）、国指定大雪山鳥獣保護区管理棟（高原温泉ヒグマ情報センター）、白金野鳥の森休憩舎及び休憩舎（十勝三股集団施設地区内）である。現在は上川町、美瑛町、上士幌町及び地元関係団体の協力を得つつ管理を行っており、今後とも適切な管理を図る。

#### ウ その他の工作物

環境省が所管する工作物は、駐車場、歩道橋、園路等（層雲峡集団施設地区内）及び歩道（十勝三股集団施設内）である。現在、上川町等の協力を得つつ管理を行っており、今後とも適切な管理を図る。

### (2) その他公園管理において留意すべき事項

#### ア 美化清掃計画

公園内の清掃については、徹底した清掃による快適な利用景観の維持及び野生生物の生態の攪乱防止の観点から、今後とも各団体と連携・分担しながら、積極的に推進していくこととし、具体的な方針については以下のとおりとする。

清掃の徹底とゴミの持ち帰り

適切な公園内の環境保全のため、今後とも清掃の徹底に努力する。車道、ホテル等の事業執行者、施設管理者に対しては、敷地内の日常的清掃を指導する。また、自然公園施設周辺の清掃を担当する市・町や清掃請負団体等への適切な指導を行う。

手薄な山岳部の清掃に関しては、グリーンワーカー事業や一部清掃請負団体で実施しているが、ボランティア団体への適切な指導を実施し、清掃の徹底について協力を依頼するとともに、登山口等で利用者に対するゴミ持ち帰り運動への協力を呼びかける。

#### 自然公園クリーンデー

毎年8月第1日曜日の自然公園クリーンデーには、大雪山国立公園パークボランティア活動の一環として、山岳部の特に清掃の行き届かない避難小屋周辺の徹底清掃を実施し、効果をあげている。今後も同様の活動を依頼する。

#### クリーン大雪運動

上川支庁では、支庁職員等によるクリーン大雪運動を実施しており、毎年8月第1日曜日の自然公園クリーンデー及びその他の日に清掃登山を行い、ゴミ持ち帰り運動への協力呼びかけを行っている。今後もこの運動の充実を図る。

#### その他

地元各山岳会、大雪山愛護少年団等、各団体が清掃登山を定期的に行っているため、今後もゴミ袋の配付などの面で清掃活動に協力する。

表：各地区で現在行っている清掃事業と清掃団体（平成18年4月）

層雲峡集団施設地区 銀河流星の滝園地 大函園地 小函遊歩道	層雲峡を美しくする会（清掃請負団体） 事務局：層雲峡観光協会
勇駒別集団施設地区 天人峡園地 姿見の池・裾合平周辺	東川町大雪山国立公園保護協会（清掃請負団体） 事務局：東川町産業振興課
糠平集団施設地区	上士幌町東大雪を美しくする会（清掃請負団体） 事務局：上士幌町商工観光課
山岳部	大雪山国立公園パークボランティア運営協議会（ボランティア団体）

#### イ 修景緑化計画

公園内で実施される各種の緑化（森林施業として行うものを除く）のための基本的な指針を以下のとおりとする。

## 緑化目標

周囲の自然植生に近い植物群落に復元することを最終的な緑化目標とし、生育基盤等の改変でそれが不可能な場合は、外来種の侵入を極力防止するとともに周辺の景観と調和した植物群落に復元する。

## 工法上の基本方針

- ・ 切土等を行う場合は、できるだけ現存樹木を保全し活用するものとし、そのため工種の変更も含め検討する。保全ができない場合は、できるだけ緑化しやすい工法を採用するものとする。
- ・ 景観上重要な樹木、貴重な植物群落についてはできるだけそのまま保存する。
- ・ できるだけ既存表土を預土して植生工事に使用するものとし、移植可能な植物は極力移植して活用する。移植を行う場合は、次のとおりとする。
  - a 改变後の土地に移植する場合、その植物が生育可能な条件を形成した上で行うものとする。
  - b 元来の生育地の近傍に移植する場合、元来の生育地の持つ環境条件と類似の条件を持つ土地で行うものとし、当該地に生育する植物との関係を十分検討した上で実施するものとする。この場合、事業実施に先立ち移植を行い、定着が確認されたあとに事業を開始することが望ましい。
  - c 移植後は、定期的に維持管理を行い、定着を確認できるまでモニタリングするものとする。
- ・ 北海道で生産された自生種（極力同一の植生帯にある種）の種苗による緑化を図るものとし、可能であれば現地採取を行い用いるものとする。特に、優れた生態系を維持する地域においては、当該地での現地採取種苗（埋土種子の利用を含む）を用いる。それができない場合は、周辺からの侵入に期待する工法をとるものとする。
- ・ 盛土など高木の生育が可能な条件下では、木本による緑化を行う。切土面などであっても、低木を活用し木本での緑化を行うことが望ましい。
- ・ やむを得ず自生種を外来草本等により補う場合には、発生期待本数を1㎡あたり100本程度とし、逸脱防止のために必要な管理の実施に努める。
- ・ 復元に長時間を要するため、長期にわたり管理を実施し、必要な対策を実施する。
- ・ 特殊環境下の緑化については、実績が少なく困難なため、実施にあたっては事前に調査を実施する。
- ・ 公園施設周辺の造園的な緑化については、必ずしも周囲の自然植生と同一の植生構造に復元する必要はないが、植物種の選定には留意する。特に、単独施設等施設が良好な自然環境に囲まれている場合は、花壇を造成するなどの園芸的な取扱いを避ける。

## 既存法面等の緑化

既存法面等で緑化が不十分である箇所については、牧草から木本による緑化への転換、ネットの穴あけの実施等、緑化事業を継続して極力緑化目標を達成するよう、また、長期的にきめ細かい管理の実施について関係機関と調整を図る。

## ウ 緑化植物参考資料

既存資料や聞き取りから作成した緑化植物の参考資料は次のとおりである。

資料 - 1 : 大雪山国立公園内の法面緑化の材料・工法

## 大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領

昭和 63 年 4 月 12 日

本要領が適用される事業は、糠平スキー場事業とする。

### 1 基本方針

当該スキー場は、既にスキー場施設が整備されているが、東大雪地域における冬期レクリエーション利用の拠点であり、糠平温泉街に面する温泉山東斜面一帯を、初級者から上級者までの多様な利用者のニーズに対応できるスキー場として整備を図るものとする。

今後の整備にあたっては、周囲がエゾマツ、トドマツを主とする森林であることから、森林景観との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

### 2 スキー場区域

スキー場事業に供する区域は、別添図のとおりとする。

### 3 保存緑地

施設の整備にあたっては、事業区域に対し 70%以上の保存緑地（事業区域からスキー場施設敷地を除いたもの）を確保するものとする。

### 4 スキー場施設

#### (1) ゲレンデ及びコース

ア ゲレンデ及びコースの新設及び改良にあたっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等は避けるものとする。

また、自然地形を生かし造成は必要最小限とし、造成箇所は速やかに緑化するものとする。

イ コースの幅は原則として 50mを超えないものとし、また、新設するコースは立木を極力残し森林景観に配慮した林間コースを基本とするものとする。既に 50mを超えているコースの拡幅については、利用者の安全確保のために必要な場合に限るものとする。

ウ コースが道道を利用する箇所は、その取付部分の安全性及び夏期の森林景観に特に配慮するものとする。

#### (2) スキーリフト

ア 設置する路線は景観上の支障が小さい位置とするとともに、道道の横断は極力避けるものとする。

イ 支柱等の色彩はこげ茶系統とする。

### (3) 付帯施設

ア 建築物（リフト付帯の管理用施設は除く）は次のとおりとする。

- ・ 休憩所・食堂等を新設する場合は、糠平温泉方面及び道道からの景観に留意するものとし、高さは原則として13m以内とする。
- ・ 屋根の形状は原則として切妻、寄棟等勾配をもつものとする。
- ・ 屋根の色彩はこげ茶系統とする。
- ・ 外壁はできる限り自然材料を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、灰色等落ち着いた配色とする。
- ・ 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。

イ 管理用道路の新設、改良は、大幅な地形変更を伴わないものに限るものとする。

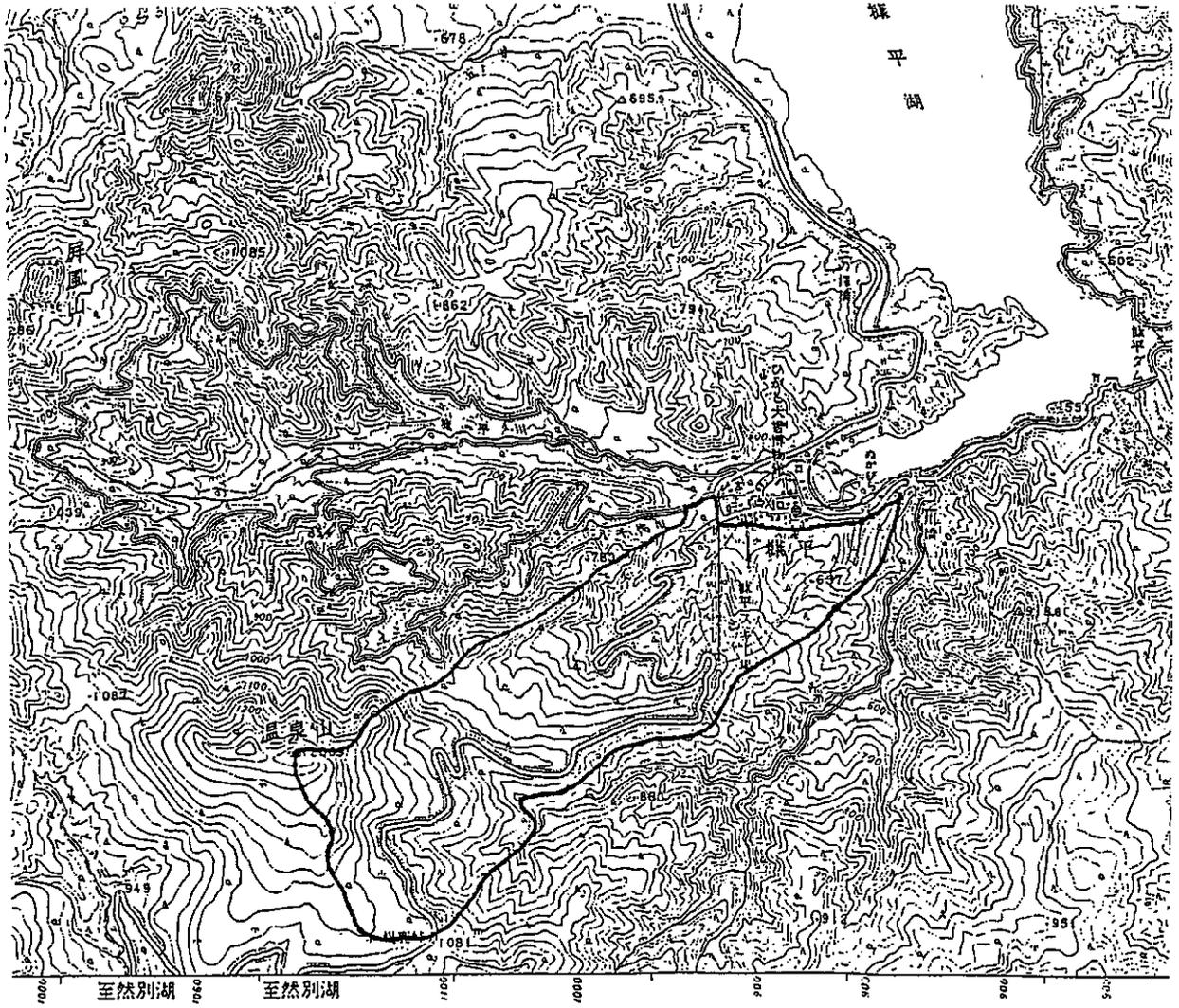
ウ 駐車場の拡張、整備にあたっては、支障木の伐採及び土地形状の変更は必要最小限とするとともに、道道からの景観に留意するものとする。

エ 標識類は形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

## 5 管理体制

関係機関の指導のもとに管理運営計画を定め、安全対策に万全を期すとともに、十分な数のパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

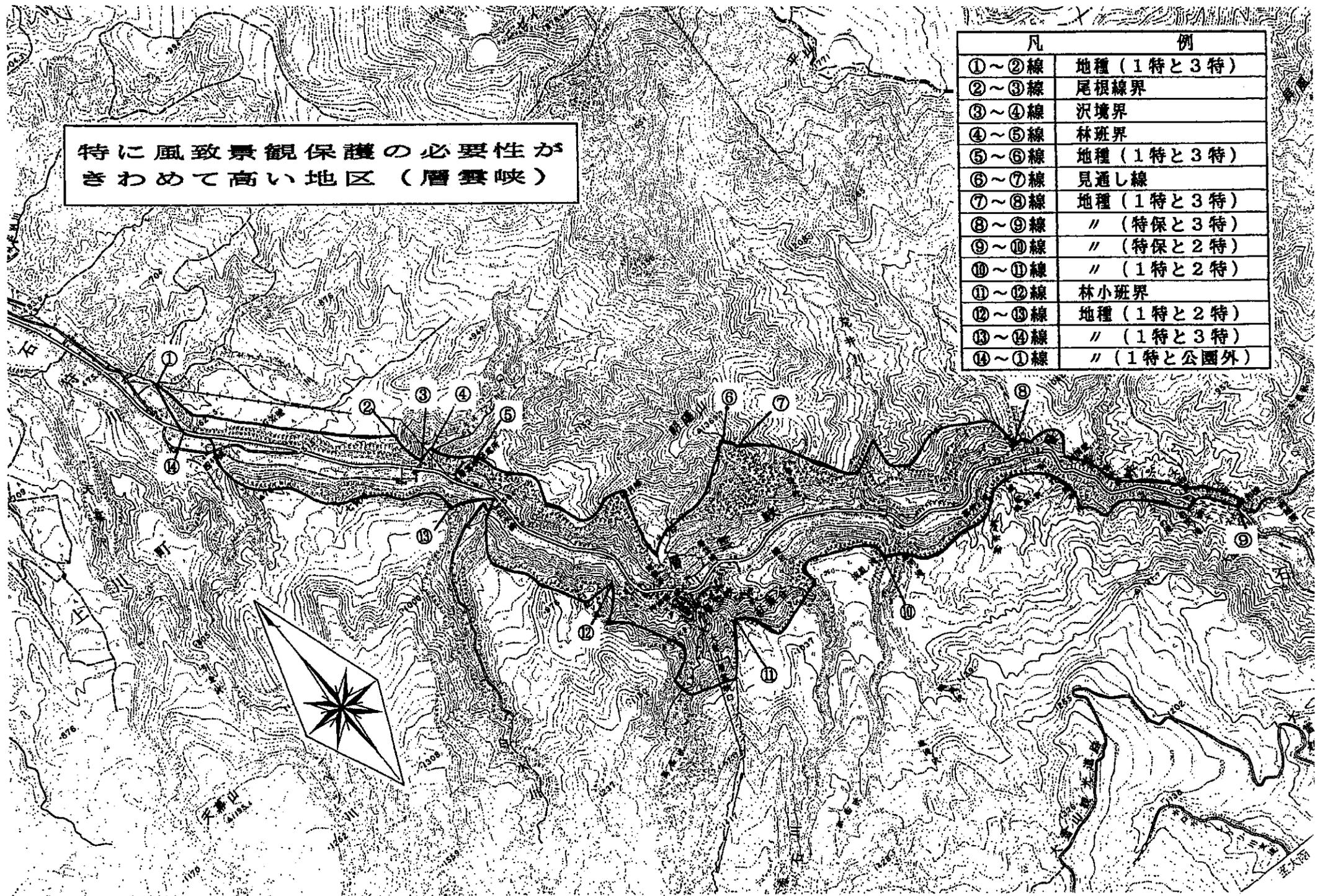
糠平スキー場事業区域図

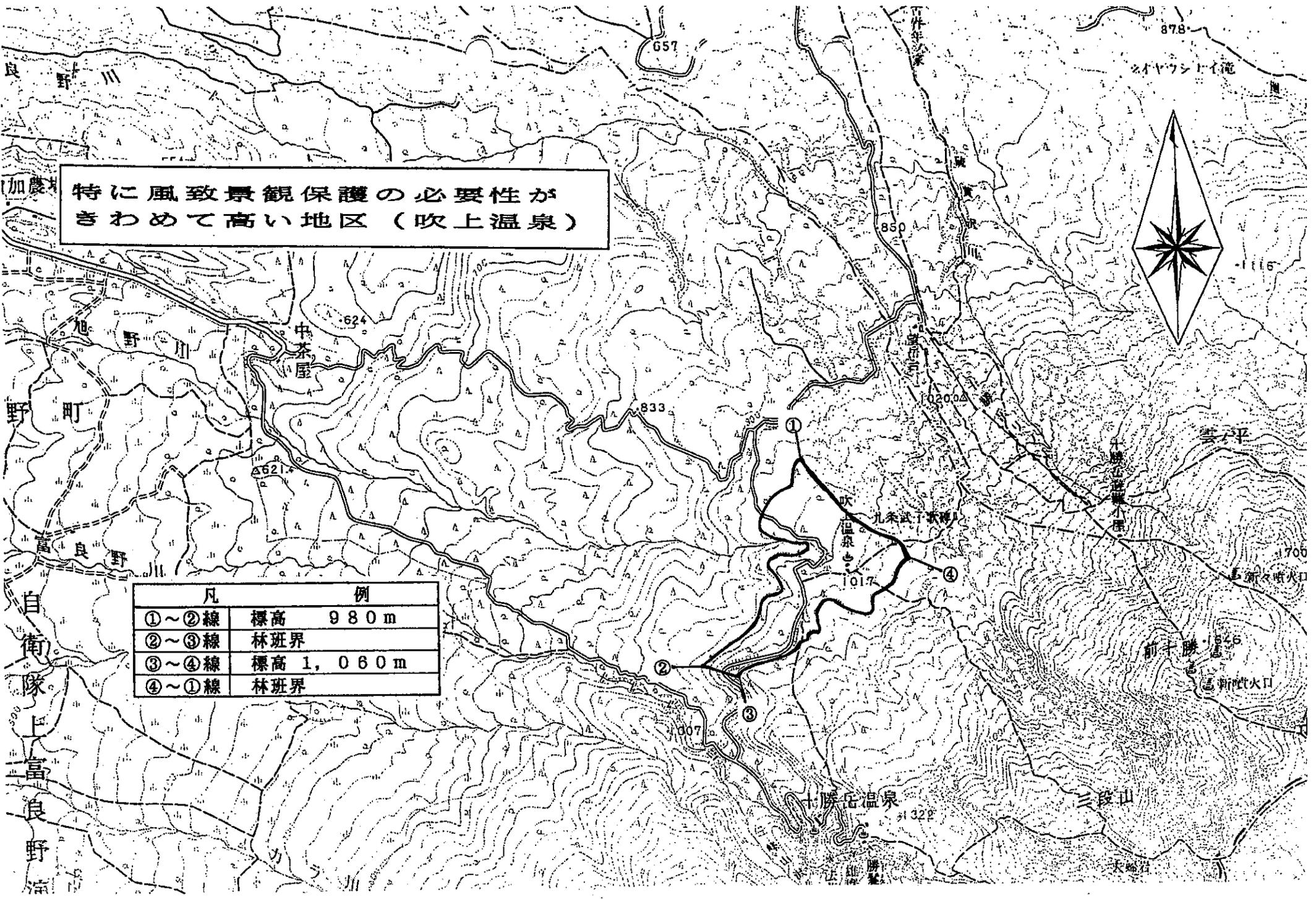


1 : 50,000

特に風致景観保護の必要性が  
きわめて高い地区（層雲峡）

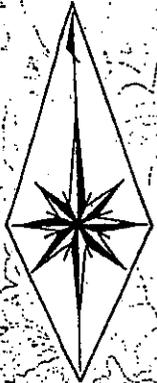
凡	例
①～②線	地種（1特と3特）
②～③線	尾根線界
③～④線	沢境界
④～⑤線	林班界
⑤～⑥線	地種（1特と3特）
⑥～⑦線	見通し線
⑦～⑧線	地種（1特と3特）
⑧～⑨線	//（特保と3特）
⑨～⑩線	//（特保と2特）
⑩～⑪線	//（1特と2特）
⑪～⑫線	林小班界
⑫～⑬線	地種（1特と2特）
⑬～⑭線	//（1特と3特）
⑭～①線	//（1特と公園外）





特に風致景観保護の必要性が  
きわめて高い地区（吹上温泉）

凡	例
①～②線	標高 980 m
②～③線	林班界
③～④線	標高 1,060 m
④～①線	林班界



良野川

加農

加野川

野町

良野川

自衛隊  
上高良野

中茶屋

吹上温泉

九条武子水庫

十勝岳温泉

十勝岳樹木小屋

前千勝

天端石

オヤワシトイ滝

雲平

新千噴火口

新千噴火口

三段山

657

878

850

1116

624

833

1020.02

621.4

1706

1017

1007

1322

1846

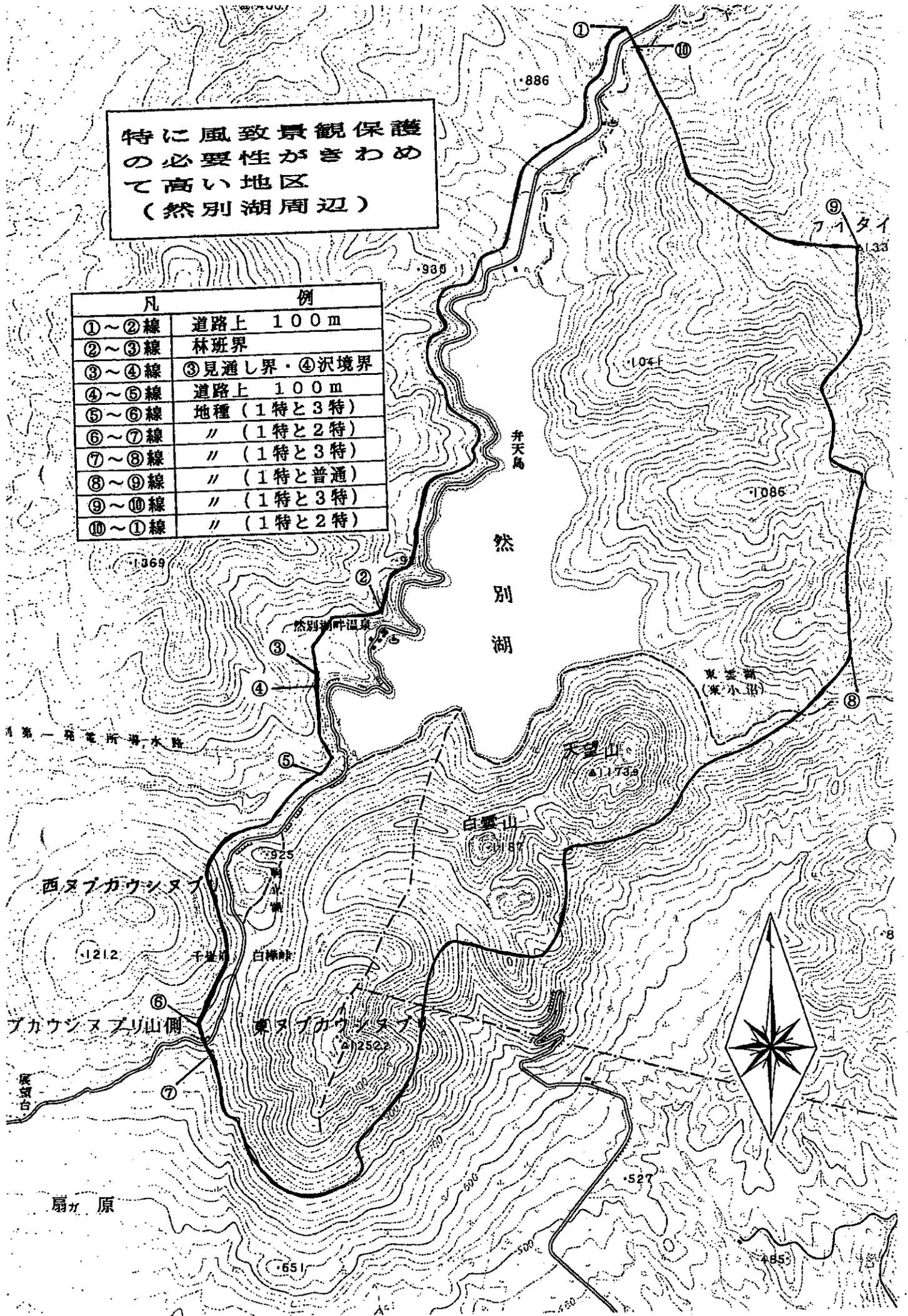
特に風致景観保護の必要性が  
きわめて高い地区（天人峽）

凡	例
①～②線	地種（1特と2特）
②～③線	//（1特と普通）
③～④線	//（1特と2特）
④～⑤線	//（特保と2特）
⑤～⑥線	//（1特と2特）
⑥～⑦線	林小班界
⑦～⑧線	地種（1特と3特）
⑧～⑨線	//（1特と普通）
⑨～①線	//（1特と公園外）



特に風致景観保護  
の必要性がきわめて  
高い地区  
(然別湖周辺)

凡	例
①~②線	道路上 100m
②~③線	林班界
③~④線	③見通し界・④沢境界
④~⑤線	道路上 100m
⑤~⑥線	地種 (1特と3特)
⑥~⑦線	// (1特と2特)
⑦~⑧線	// (1特と3特)
⑧~⑨線	// (1特と普通)
⑨~⑩線	// (1特と3特)
⑩~①線	// (1特と2特)



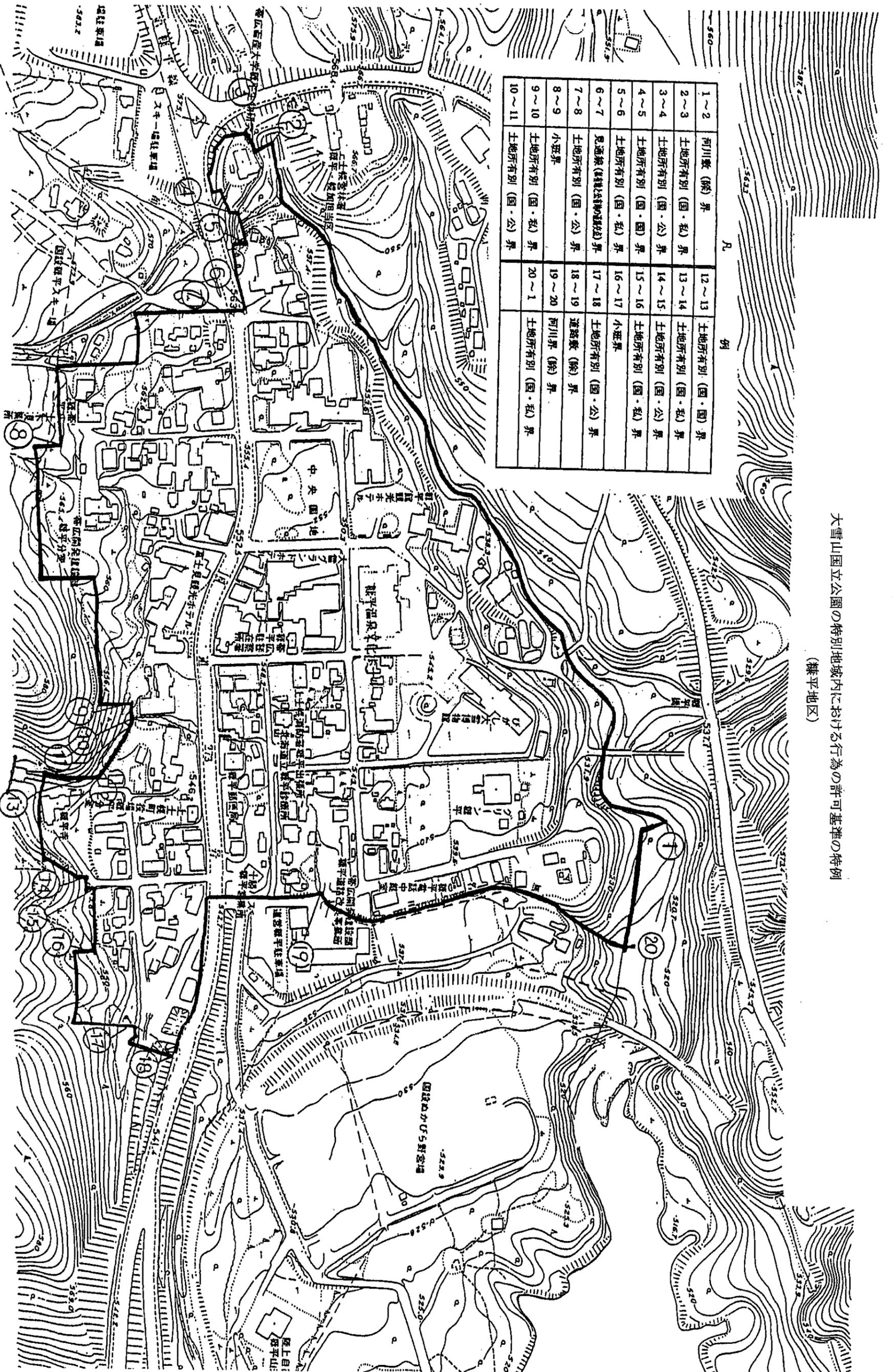
大雪山国立公園特別地域内行為の許可基準の特例（平成12年環境庁告示第46号） 自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表  
 糠平地区

項	行為の種類	号	基準の内容									
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。									
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。									
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。									
		第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地土部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 <table border="1" data-bbox="757 874 1800 1027"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
		第2種特別地域	20%以下	40%以下								
		第3種特別地域	20%以下	60%以下								
		第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。									
		第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。									
第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。											
第10号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。											
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。											
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持す											

				<p>るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>												
			第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。												
第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p>	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。												
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。												
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。												
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。												
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。												
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。												
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。												
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。												
		第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。													
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="779 866 2051 1182"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下														
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
	<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														

大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(糠平地区)

凡	例
1~2 河川敷(除)界	12~13 土地所有別(国・国)界
2~3 土地所有別(国・私)界	13~14 土地所有別(国・私)界
3~4 土地所有別(国・公)界	14~15 土地所有別(国・公)界
4~5 土地所有別(国・国)界	15~16 土地所有別(国・私)界
5~6 土地所有別(国・私)界	16~17 小界
6~7 見通線(権利接続の制限)界	17~18 土地所有別(国・公)界
7~8 土地所有別(国・公)界	18~19 道路敷(除)界
8~9 小界	19~20 河川界(除)界
9~10 土地所有別(国・私)界	20~1 土地所有別(国・私)界
10~11 土地所有別(国・公)界	

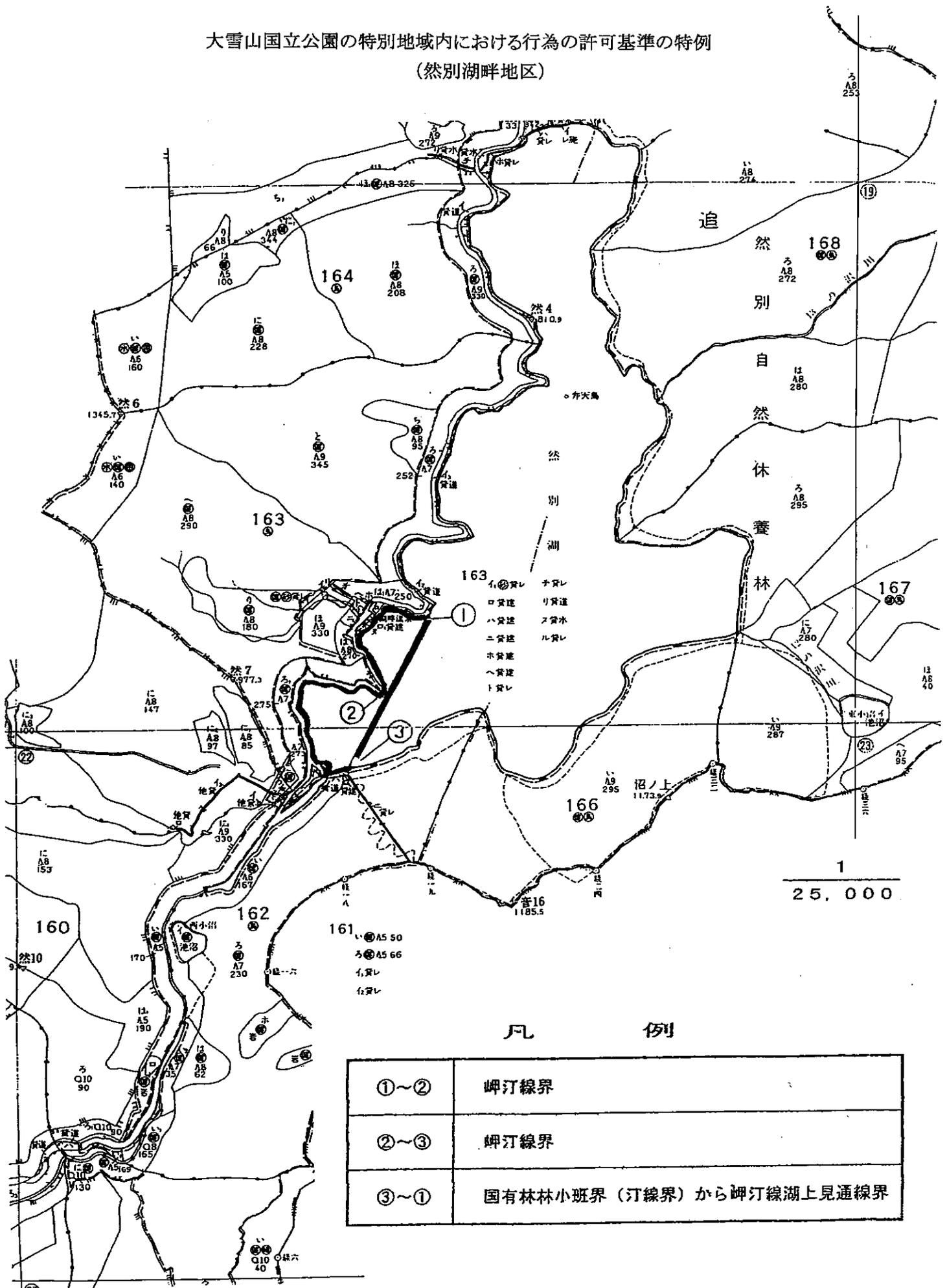


然別湖畔地区

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容			
第12項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと		
				イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区	
			ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
			第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当する行為又は第1種特別地域において祭典のため地方公共団体（当該祭典の準備及び運営を行うことを目的とする団体であって、地方公共団体が構成員となっているものを含む）により行われる行為にあつては、この限りではない。		
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
				●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
				●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
			第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。					

大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(然別湖畔地区)



凡 例

①~②	岬汀線界
②~③	岬汀線界
③~①	国有林林小班界(汀線界)から岬汀線湖上見通線界

## 参考事項

### 大雪山国立公園管理計画検討会名簿

#### 1 検討員

##### 平成5年度

- 辻井 達一 (北海道大学農学部 教授)  
斉藤 浩二 ((株)キタバランドスケーププランニング)  
北島 滋 (北海道東海大学芸術工学部 教授)

##### 平成6年度

- 辻井 達一 (北海道大学農学部 教授)  
斉藤 浩二 ((株)キタバ・ランドスケープ・プランニング 代表取締役社長)  
北島 滋 (北海道東海大学芸術工学部 教授)  
斉藤 新一郎 (北海道林業試験場 道東支場長)  
間野 勉 (北海道環境科学研究センター野生動物科 研究職員)  
川辺 百樹 (ひがし大雪博物館 学芸員)

##### 平成7年度

- 辻井 達一 (北海道大学農学部 教授)  
小林 昭裕 (専修大学北海道短期大学 助教授)  
伏島 信治 (たくぎん総合研究所 主任研究員)  
塩谷 秀和 (大雪山ネイチャーガイド)

##### 平成18年度

- 辻井 達一 (財団法人北海道環境財団 理事長)  
小林 昭裕 (専修大学北海道短期大学 教授)  
伏島 信治 (伏島プランニングオフィス 代表)

#### 2 参画行政機関等

##### (1) 平成5年度～7年度

##### ア 上川支庁管内

旭川営林支局長、旭川開発建設部長  
北海道上川支庁長、北海道道有林旭川管理センター署長(北海道旭川林務署長)、  
北海道旭川土木現業所長  
富良野市長、上川町長、東川町長、美瑛町長、上富良野町長、南富良野町長  
層雲峡観光協会長、かみふらの十勝岳観光協会長

##### イ 十勝支庁管内

帯広営林支局長、帯広開発建設部長  
北海道十勝支庁長、北海道帯広土木現業所長  
新得町長、土幌町長、鹿追町長、上土幌町長

新得観光協会長、士幌観光協会長、鹿追観光協会長、上士幌観光協会長

( 2 ) 平成18年度

旭川開発建設部、帯広開発建設部、北海道森林管理局計画部、上川中部森林管理署、  
上川南部森林管理署、十勝西部森林管理署東大雪支署

北海道上川支庁、上川南部森づくりセンター、旭川土木現業所、北海道教育庁上川教育局、  
道北地方山岳遭難防止対策協議会、北海道十勝支庁、帯広土木現業所、  
北海道教育庁十勝教育局

富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、士幌町、上士幌町、  
鹿追町、新得町

大雪山国立公園管理計画作成経緯

1 平成5年度 検討会

平成5年11月1日～2日	第1回検討会
平成6年1月13日～14日	第2回検討会
3月1日	中央連絡会議
3月17日	第3回検討会

2 平成6年度 検討会

平成7年1月10日	第1回検討会
3月9日	第2回検討会

3 平成7年度 検討会

平成7年11月27日～28日	第1回検討会
平成8年3月7日～8日	第2回検討会
3月22日	中央連絡会議

4 平成17～18年度 検討会

平成18年3月13日	第1回検討会
6月20日	第2回検討会
11月15日	第3回検討会

大雪山国立公園管理計画検討会附帯意見（案）

（前書き：略）

大雪山国立公園管理計画検討会において、今後の公園計画の見直し、公園の適正な管理を行うにあたって引き続き検討を要する課題として以下の意見が附された。

- 1) 公園事業の整備主体は、既に整備された施設について、利用者の安全性及び快適性を確保するため、老朽化し使用不能となる前に整備の検討を行うこと。また、施設の維持管理については、利用者の協力及び支援について検討すること。
- 2) 本公園の特質である「奥深さ」が維持されている自然環境を保全するため、利用者数や自然環境の特性を踏まえ、登山者の入り込み数を管理する方法及びアプローチの手法の導入について検討すること。
- 3) 現状では利用されているが公園計画に位置づけられていない登山道について、利用実態及び自然環境の特性を踏まえ、整備及び管理に関する内容の明確化に努め、公園計画及び管理計画に位置づけることを検討すること。